

平成 2 9 年

国見町議会会議録

第 1 回 定例会

平成 29 年 3 月 2 日開会

平成 29 年 3 月 16 日閉会

国 見 町 議 会

平成29年第1回（3月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（3月2日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
伊達地方衛生処理組合議会（八島博正君）	9
公立藤田病院組合議会（佐藤定男君）	9
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	9
選挙第1号 副議長選挙	10
追加日程の議決	12
産業建設常任委員長の互選結果の報告について	12
議会運営委員の辞任について	12
議会運営委員の欠員補充の選任について	13
議会運営副委員長の互選結果の報告について	14
選挙第2号 公立藤田病院組合議会議員の補欠選挙	14
陳情の委員会付託	15
議案の上程（報告第1号～議案第28号）	15
町長施政方針並びに提案理由の説明	15
協議会関係の報告	21
散会の宣告	21

第2号（3月3日）

議事日程	23
出席議員	24
欠席議員	24
遅参及び早退議員	24
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	24
本会議に出席した事務局職員	24
開議の宣告	25
一般質問	25
5番 佐藤定男君	25
①国見小学校、県北中学校の学力テストについて	
②中学校の部活動について	
1番 松浦和子君	30
①「女性活躍フォーラム」の開催について	
②女性のがん検診について	
7番 渡辺勝弘君	35
①高齢者ら要支援者避難の「個別計画」策定について	
②移住実業家の拠点づくりについて	
11番 浅野富男君	44
①道の駅のオープン準備状況について	
②町民からの要望への対応について	
6番 村上正勝君	59
①県北流域下水道問題について	
②除雪問題について	
散会の宣告	63

第3号（3月7日）

議事日程	65
出席議員	66
欠席議員	66
遅参及び早退議員	66
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	66
本会議に出席した事務局職員	66
開議の宣告	67
報告第 1号 その他の債権の放棄について	67

報告第 2 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告につ いて	67
議案第 1 号	国見町課設置条例の一部を改正する条例	67
議案第 2 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	70
議案第 3 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	71
議案第 4 号	国見町税条例等の一部を改正する条例	71
議案第 5 号	国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正す る条例	72
議案第 6 号	国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	72
議案第 7 号	国見町介護保険条例の一部を改正する条例	73
議案第 8 号	国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例	73
議案第 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	74
議案第 10 号	訴えの提起について	74
議案第 11 号	平成 28 年度国見町一般会計補正予算 (第 7 号)	76
議案第 12 号	平成 28 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	80
議案第 13 号	平成 28 年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	81
議案第 14 号	平成 28 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	81
議案第 15 号	平成 28 年度国見町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	82
議案第 16 号	平成 28 年度国見町土地開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)	82
議案第 17 号	平成 28 年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算 (第 1 号)	83
議案第 18 号	平成 28 年度国見町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	83
	施政方針に対する質問	84
	散会の宣告	84

第 4 号 (3 月 16 日)

議事日程	85	
出席議員	86	
欠席議員	86	
遅参及び早退議員	86	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	86	
本会議に出席した事務局職員	86	
開議の宣告	87	
議案第 19 号	平成 29 年度国見町一般会計予算	87
議案第 20 号	平成 29 年度国見町大木戸財産区特別会計予算	115
議案第 21 号	平成 29 年度国見町入山財産区特別会計予算	116

議案第 2 2 号	平成 2 9 年度国見町公共下水道事業特別会計予算	116
議案第 2 3 号	平成 2 9 年度国見町後期高齢者医療特別会計予算	117
議案第 2 4 号	平成 2 9 年度国見町国民健康保険特別会計予算	117
議案第 2 5 号	平成 2 9 年度国見町介護保険特別会計予算	120
議案第 2 6 号	平成 2 9 年度国見町土地開発事業特別会計予算	120
議案第 2 7 号	平成 2 9 年度国見町渇水対策施設特別会計予算	121
議案第 2 8 号	平成 2 9 年度国見町水道事業会計予算	121
常任委員長報告（陳情第 1 5 号）		123
追加日程の議決		124
町長提案理由の説明		124
同意第 1 号	副町長の選任につき同意を求めることについて	124
発議第 1 号	国見町議会委員会条例の一部を改正する条例	125
発議第 2 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	125
議員の派遣について		126
常任委員会の所管事務調査について		126
町長挨拶		126
閉議及び閉会の宣告		127

国見町告示第4号

平成29年第1回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月20日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成29年3月2日
2. 場 所 国見町議会議場

忘招不応招議員

・忘招議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・不応招議員

なし

第 1 目

平成29年第1回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年3月2日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 選挙第 1号 副議長選挙
- 追加日程第1 産業建設常任委員長の互選結果の報告について
- 追加日程第2 議会運営委員の辞任について
- 追加日程第3 議会運営委員の欠員補充の選任について
- 追加日程第4 議会運営副委員長の互選結果の報告について
- 第 5 選挙第 2号 公立藤田病院組合議会議員の補欠選挙
- 第 6 陳情の付託
 - 陳情第15号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- 第 7 報告第 1号 その他の債権の放棄について
- 第 8 報告第 2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
- 第 9 議案第 1号 国見町課設置条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第11 議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 4号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第13 議案第 5号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 6号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第 7号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第 8号 国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第 9号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第18 議案第10号 訴えの提起について
- 第19 議案第11号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第7号）
- 第20 議案第12号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第13号 平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第14号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第15号 平成28年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第16号 平成28年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

- 第25 議案第17号 平成28年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第18号 平成28年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第19号 平成29年度国見町一般会計予算
- 第28 議案第20号 平成29年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第29 議案第21号 平成29年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第30 議案第22号 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計予算
- 第31 議案第23号 平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第24号 平成29年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第33 議案第25号 平成29年度国見町介護保険特別会計予算
- 第34 議案第26号 平成29年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第35 議案第27号 平成29年度国見町渇水対策施設特別会計予算
- 第36 議案第28号 平成29年度国見町水道事業会計予算

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員局長 事務局局長	佐藤克成君	まちづくり 交流課長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番阿部泰藏君及び11番浅野富男君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日2日から3月16日までの15日間といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの15日間と決定いたしました。

本定例会にあたり、町長、教育委員長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

なお、会計管理者兼会計課長が本定例会を都合により欠席いたしておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私から議員の逝去について報告いたします。

去る2月19日、志村良男副議長がご逝去されました。まことに痛恨のきわみでございます。

ここに謹んで哀悼の意をささげるものでございます。

告別式には、本議会を代表し、私議長が弔辞を述べ、弔意をあらわしてまいりました。

ここで、志村良男副議長の逝去を悼み弔意をあらわすため、13番八島博正君から発言の申し出がありますので、これを許します。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 故志村良男議員に対する追悼の言葉を申し上げます。

同僚議員が多数おりますが、議長のお許しをいただきましたので、2月19日、ご逝去されました志村副議長をしのび、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

志村議員とは、私が3期から今日に至るまで7期25年間、ともに議員として、また同志としてまちづくりに参画してまいりました。その間、多くの思い出がありますが、その中から一、二、申し上げ、別れの言葉といたします。

国見町は、昭和29年、県内市町村の中で合併モデル町村ということで、一年早く合併しましたが、大枝地区の分村により、組合立大枝小学校が誕生してしまいました。町村合併により、こうした学校が全国で3校生まれましたが、福島県には要田小学校と大枝小学校の2町で、大枝小学校を除いては既に解消しております。残されたのは大枝小学校だけでした。

平成19年の改選期に、大枝小学校組合議会議員になった志村君と私は、組合立大枝小学校の解消に取り組み、地域住民と話し合いや数々の問題を一つ一つ解決し、町村合併によって生まれた喉元のとげを取り除くことができ、国見小学校が誕生となりました。

来月4月1日には、大枝小学校も梁川小学校に統合されることになり、組合立小学校問題は全て解決することになりました。

志村君は、平成11年には文教厚生常任委員長、そして平成23年より本日までは副議長等と、議会の中でも数多くの役職を歴任してきました。

特に、平成23年3月に発生した東日本大震災と原発事故により、国見町の被害は、中通り、会津地方の中でも最大の被害を受け、町と議会は、町を挙げての復興復旧に全力で取り組んできました。

平成23年4月に予定されました選挙は6月に延期になり、6月の初議会で私が議長に、志村君は副議長に選任され、早速、二人で相談し、災害復旧のため対策特別委員会を立ち上げて活動を開始しました。

私が伊達郡町村議会議長会会長、そして福島県町村会議長会副会長及び会長になり、福島県のトップとして、災害の復旧、復興に全力投球できたのも、町議会の方々と副議長の志村君がしっかりと支えてくれたためであり、そのご恩は終生忘れることはできません。

初議会で立ち上げた災害対策特別委員会は、議会ごとに特別決議を採択し、国会や復興庁、県、そして東京電力等に陳情を繰り返し、国見町議会として、その問題解決のため、ともに頑張り、その中では、いつも私のそばに副議長のあなたがおりました。

平成24年11月、太田町政がスタートし、復旧も大きく前進し、役場庁舎の建設も、住宅の除染や汚泥の町外搬出も終わりました。大震災で、下水道をはじめ大きな被害を受けたライフラインのうち、道路や橋などについての復興は、専門家として志村君の意見はすばらしく、住民生活安定のため議会活動を通して活動できたのも、志村副議長の働きがあったからであり、改めてその活躍とご指導に対し、感謝を申し上げ

げる次第であります。

富永町政時代に提案された道の駅も、3人目の太田町長の手により、5月3日グラウンドオープンの運びとなりました。

また、志村副議長とともに全員で取り組んだ議会改革は、議員定数削減や基本条例の制定などにより、その成果が認められ、国見町議会が全国町村議長会より表彰状を受賞することもできました。

顧みますと、ともに議員として活動した25年9カ月間でしたが、長いようでもあり、また短いものでもありました。誰しもが経験したことのない大震災より立ち直り、新しいまちづくりがスタートしようというやさきのご逝去は、君も残念であろうと思いますが、私たちも残念でなりません。あと2年、いや1年、せめて5月3日までは元気でいてほしかったです。

残された私たち議員一同は、志村良男議員のこれまでの議員活動や意思を受け継ぎ、国見町の発展と住民福祉の向上のため、邁進する覚悟であります。

本日ここに、ありし日の面影をしのび、生前のご功績をたたえつつ、心からご冥福を申し上げまして、追悼の言葉といたします。

平成29年3月2日、国見町議会議会運営委員長、八島博正。

議長（東海林一樹君） 八島議員から志村副議長への追悼の言葉でした。

ここで、志村良男副議長のご冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。

全員、起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

議長（東海林一樹君） お直りください。

黙禱を終わります。

ご着席ください。

次に、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（羽根田孝司君） 議会関係につきましてご報告を申し上げます。

平成28年第5回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

第5回議会定例会で可決いたしました地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、12月9日に衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告2件、条例8件、一般議案2件、補正予算8件、新年度予算10件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情1件であります。

一般質問の通告は5議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付してあります。

以上、報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について、最初に、伊達地方衛生処理組合議会についてお願いいたします。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 平成28年12月22日、第4回伊達地方衛生処理組合議会臨時会が開催され、議会議員の浅野議員と私が出席しました。私からご報告申し上げます。

本臨時会に提案された議案は4件でございます。

まず、議案第21号は、伊達地方衛生処理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、この条例の内容は、国見町の職員に関する条例の一部改正と同じ内容であります。よって、説明を省きます。

議案第22号、平成28年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ25万6000円を減額するものであります。

それと、議案第23号、平成28年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第2号）は、21万6000円を減額するものでございます。

続きまして、議案第24号、平成28年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第3号）は、33万3000円を減額するものでございます。

この補正予算3件は、人事院勧告により職員の給与関係が変更になることによる減額変更であり、4案とも満場一致で賛成し、可決決定されております。

なお、詳しいことは、配付しました資料をご参照願いたいと思います。

なお、本会議終了後、28年度の研修が行われ、新潟市の処理場を視察してきたことを申し添え、報告といたします。

議長（東海林一樹君） 次に、公立藤田病院組合議会について。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 去る平成28年12月26日、公立藤田病院組合議会が開催されましたので報告いたします。

提出議案は2件で、条例の改正及び補正予算です。いずれも人事院勧告に基づくものであります。

議案第5号、公立藤田総合病院職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号、平成28年度公立藤田病院組合病院事業会計補正予算（第1号）であります。

いずれの議案も、慎重審議の結果、原案どおり全会一致で承認されました。

なお、詳細につきましては、資料を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 最後に、私より本席から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告をいたします。

定例会が開催されましたのは、平成29年2月20日であります。志村副議長が逝

去された翌日でありましたので、私は定例会を欠席いたしました。そのときの資料が届いておりますので、それに従って報告させていただきます。

定例会に提出された議案は2件であります。

議案第1号、平成28年度福島地方水道用水供給企業団、水道用水供給事業会計補正予算及び議案第2号、平成29年度企業会計、水道用水供給事業会計の予算の2件でございます。

いずれも原案どおり可決承認されましたことをご報告申し上げます。

詳細につきましては、皆様のお手許に資料を配付してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 申し上げます。

次の日程に入ります前に、暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集をお願いいたします。全員協議会の場において、副議長を志願する議員の所信表明を行います。傍聴については自由といたします。

それでは、よろしくお願ひいたします。

(午前10時21分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午前10時29分)

◇ ◇ ◇

◇選挙第1号 副議長選挙

議長（東海林一樹君） 日程第4、選挙第1号「副議長選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場を封鎖いたします。

(議場閉鎖)

議長（東海林一樹君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番松浦和子君及び2番村上
一君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。また、白紙は無効といたします。

投票用紙を配付してください。

(投票用紙配付)

議長（東海林一樹君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検 異状なし）

議長（東海林一樹君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて順番に投票願います。

点呼を始めます。事務局長。

（事務局長の点呼により順次投票）

議長（東海林一樹君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

（投票完了）

議長（東海林一樹君） 開票を行います。

1 番松浦和子君及び2 番村上 一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

議長（東海林一樹君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票なし、有効投票のうち阿部泰藏君 9 票、浅野富男君 2 票、以上であります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、阿部泰藏君が副議長に当選されました。

議場の封鎖を解除いたします。

（議場開鎖）

議長（東海林一樹君） この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、阿部泰藏君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました阿部泰藏君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選いたしました阿部泰藏君からご挨拶をいただきます。

10 番阿部泰藏君。

副議長（阿部泰藏君） 今議会において、副議長選挙が行われ、国見町議会副議長の要職を引き受けることになりました。微力ではありますが、町政発展のため、議長を補佐し、開かれた議会を目指し、今後一層努力し務める所存でございます。

今後とも、皆様のご支援、ご指導をお願い申し上げ、副議長の就任挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 暫時休議いたします。

なお、休憩中に議会運営委員会を行い、続いて全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集をお願いいたします。

（午前10時41分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前10時54分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり4件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、追加日程として直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この4件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 申し上げます。

ただいまの副議長選挙において阿部泰藏君が当選人となりましたので、産業建設常任委員会において、委員長の辞任の許可を受け、直ちに委員長の互選を行いたい申し出がありましたので、これを許します。

それでは、産業建設常任委員会を委員会室で直ちに開催してください。

暫時休憩いたします。

（午前10時55分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時06分）

◇ ◇ ◇

◇産業建設常任委員長の互選結果の報告について

議長（東海林一樹君） 追加日程第1、産業建設常任委員長の互選結果について報告をいたします。

産業建設常任委員長に渡辺勝弘君が互選され、自動的に副委員長を辞職となり、副委員長に村上正勝君が互選されましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議会運営委員の辞任について

議長（東海林一樹君） 追加日程第2、議会運営委員の辞任についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、阿部泰藏君の退場を求めます。

（10番阿部泰藏君 退場）

議長（東海林一樹君） 書記に辞任願を朗読させます。朗読。

書記（安藤充輝君） 平成29年3月2日、国見町議会議長、東海林一樹様。

議会運営委員、阿部泰藏。

辞任願。

このたび、一身上の都合により議会運営委員を辞任したいので、許可されるよう願います。

議長（東海林一樹君） おはかりいたします。

阿部泰藏君の申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、阿部泰藏君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

阿部泰藏君の入場を許可いたします。

（10番阿部泰藏君 入場）

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君に申し上げます。

阿部泰藏君から提出された議会運営委員の辞任については許可されましたので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

◇議会運営委員の欠員補充の選任について

議長（東海林一樹君） 追加日程第3、議会運営委員の欠員補充の選任についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に1人欠員が生じたことから、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において補充指名をいたしたいと思えます。

議会運営委員に渡辺勝弘君を指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、渡辺勝弘君を議会運営委員に補充選任することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 次の日程に入ります前に、議会運営委員長より、副委員長が欠員につき、互選のため委員会開催の申し出がありましたので、これを許します。

それでは、議会運営委員会を委員会室で開催し、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（午前11時10分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 17 分）

◇

◇

◇

◇議会運営副委員長の互選結果の報告について

議長（東海林一樹君） 追加日程第 4、議会運営副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営副委員長に渡辺勝弘君が互選されましたので、報告いたします。

◇

◇

◇

◇選挙第 2 号 公立藤田病院組合議会議員の補欠選挙

議長（東海林一樹君） 日程第 5、選挙第 2 号「公立藤田病院組合議会議員の補欠選挙」を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

おはかりいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。直ちに指名をいたします。

公立藤田病院組合議会議員に村上 一君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました村上 一君を、公立藤田病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、村上 一君が公立藤田病院組合議会議員に当選いたしました。

ただいま公立藤田病院組合議会議員に当選されました村上 一君が議場におられますので、本席より会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

村上 一君の申し出により、発言を許します。

2 番村上 一君。

2 番（村上 一君） 今回の公立藤田病院組合議員に推挙いただきまして、本当にありがとうございます。

私も、議会議員として、またこれから藤田病院組合一員として、精いっぱい頑張るつもりでございますので、皆様のご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

◇ ◇ ◇
◇陳情の委員会付託

議長（東海林一樹君） 日程第6、陳情の付託について、本日までに受理した請願・陳情は、陳情1件であり、請願はありませんでした。

お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第15号は産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇
◇議案の上程（報告第1号～議案第28号）

議長（東海林一樹君） 日程第7、この際、報告第1号から議案第28号までの報告2件及び議案28件を一括上程いたします。

なお、この30件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第1号から議案第18号までの20件については、7日に議案説明、質疑、採決を行い、議案第19号から議案第28号までの各新年度予算については、最終日の16日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇
◇町長施政方針並びに提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） まず冒頭、去る2月19日に、志村良男前副議長がご逝去されましたことにつきまして、町を代表いたしまして、心より哀悼の意を表します。

また、志村前副議長の長年にわたるご功績に対し、深く感謝の意を申し上げますとともに、皆様とともに、改めてご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

また、新たに選出されました阿部泰藏新副議長におかれましては、東海林議長と十分連携され、議会の円滑な運営にご活躍されますよう、心からご祈念を申し上げます。

さて、本日、ここに平成29年第1回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご壮健にてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会には、平成29年度一般会計並びに各特別会計予算のほか、当面する重要な議案をご提案申し上げております。

提案理由の説明に先立ち、平成29年度の町政に係る施政方針について、その所信を申し上げます。

さきの12月定例会において、「復興・絆・交流連携」「国見の未来をみんなで作っていきましょう」をスローガンに、主に3つの基本理念・姿勢のもと「オール国見」の精神を念頭に置きながら、「ずっと好きです国見町」、「自立したキラリと輝く国見町」を目指し、全力を注いでまいりる決意を述べさせていただいたところでございます。

国見の未来を作る5つの具体的な目標につきましては、まず、1つ目は、東日本大

震災からの復興・再生でございます。

国見町の東日本大震災、原発事故からの復興・再生は、まだまだ道半ばであり、除染廃棄物の中間貯蔵施設への搬入、風評被害の完全払拭などに全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2つ目は、安全安心な町政の実現でございます。

自主防災会などの地域コミュニティや消防、警察などの関係機関との連携による防災訓練の実施や、東日本大震災の教訓を踏まえ、自助の普及啓発などに全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

3つ目は、活力ある町政の実現でございます。

義経まつりをはじめとする4大イベントの実施、道の駅国見あつかしの郷の経営安定化、モモ、米などの6次化をはじめとする農商工の振興、さらには、各種スポーツの振興や文化の振興などに全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

4つ目は、思いやりのある町政の実現でございます。

少子高齢化社会への対応のため、子育て支援施策の充実とともに、教育の振興、高齢者の支援施策の充実のほか、公立藤田総合病院を中心とする医療体制の充実強化に全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

5つ目は、国見町の継続的な維持発展でございます。

歴史まちづくり計画の具体化、国・県、近隣市町村、首都圏、関係機関等との交流連携による地方創生総合戦略の具体化などにより、国見町の町としての維持発展に全力で取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上、平成29年度の町政運営の基本的な考え方についての所信の一端を申し上げたところでございます。

それでは、平成29年度一般会計当初予算編成方針及びその骨格について申し上げます。

まず、予算編成の背景についてでございますが、国・県の状況を踏まえ、厳しい財政状況の中でも、総合戦略、人口ビジョンなどの事業計画も念頭に置きながら、有利な補助事業などを十分に精査をし、予算編成を行った結果、「復興・絆」・「元気・活力」交流連携予算としまして、総額で56億円となったところでございます。

それでは、平成29年度一般会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入におきましては、町税に伸びが見込まれますものの、普通交付税におきましては本年度並みの計上を行い、国・県支出金につきましては、除染事業の縮小や復興事業の減少により、大幅な減を見込んだところでございます。

次に、歳出でございます。第5次国見町振興計画の実現に向けた政策に重点的に配分いたしますとともに、国見の未来を作る5つの目標を実現するため、所要の経費を計上したところでございます。

まず、東日本大震災からの復興・再生についてでございます。

除染除去土壌等の搬出、ため池放射性物質対策事業を進めますとともに、農作物へ

のセシウム吸収抑制対策事業、放射線対策健康管理事業、物産展を含む農産物PR事業などにも所要の経費を計上したところでございます。

次に、安全安心な町政の実現につきましては、防災マップの作成配布、防災訓練の実施、防犯灯LED化、消防設備の充実に所要の経費を計上したところでございます。

次に、活力ある町政の実現につきましては、本年5月3日にオープンを目指しております道の駅国見あつかしの郷の運営を確固たるものにするるとともに、交流人口増加のため、復興・絆・元気活力事業、観光・交流事業などに所要の経費を計上したところでございます。

次に、思いやりのある町政の実現につきましては、くにみもたん広場事業、幼稚園預かり保育事業、放課後子どもクラブ事業など子育て支援の強化、生きがいデイサービス事業、いきいきサロン事業、介護予防に向けた通いの場事業などの高齢者対策の推進、幼小中一貫教育の推進などに所要の経費を計上したところでございます。

次に、国見町の継続的な維持発展につきましては、空き家など対策事業、若者交流事業などに取り組みますとともに、歴史を活かしたまちづくり事業、阿津賀志山防塁・ハス池周辺整備事業のほか、報道機関やインターネットを活用した国見町内外への情報発信事業を強化するための所要の経費を計上したところでございます。

このほか、新規事業では、子育て支援・少子化対策の観点から、結婚生活支援事業、未就学児体力向上支援対策事業などについて、高齢化・健康増進対策の観点では、食育イベント事業、ウォーキングマップ作成事業などについて、交流連携の観点からは、地域間交流連携支援プロジェクト事業、金融機関などとの包括連携事業など、また、地域活性化対策の観点からは、自治協議会事業、農業ビジネス訓練所整備事業などに所要の経費を計上したところでございます。

次に、平成28年12月第5回議会定例会以降の町政執行等の主なものについて申し上げます。

まず、東日本大震災の早急な復旧・復興についてでございます。

最初に、除染対策について申し上げます。

これまで進めてまいりました生活圏の除染や墓地の通路などの除染につきましては、現場での作業は終了しており、現在は道路除染などに取り組んでおるところでございます。

次に、県北浄化センター仮設汚泥乾燥施設について申し上げます。

県北浄化センターにとめ置きされた汚泥は、一昨年6月の仮設汚泥乾燥施設の運転開始以来、環境省において飯舘村蕨平地区への搬出を行ってきたところでございますが、本年1月30日をもって全量の搬出を完了したところでございます。

次に、ため池放射性物質対策事業について申し上げます。

調査の結果、町内のため池のうち13カ所について対策が必要であり、現在、観月台ため池を含む3カ所で、その対策を実施しておりますが、残りの10カ所につきましても、次年度以降、速やかに対処してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、福島第一原発の事故に伴う町民の皆様の健康管理事業について申し上げます。

まず、内部被曝検査と外部被曝検査でございますが、いずれも受検された皆様には、健康に害を与えるような数値は検出されなかったところでございます。

次に、仮設住宅入所者の町民の退去の状況について申し上げます。

日渡及び上野台の仮設住宅につきましては全て完了し、駅前につきましても全戸が移転を予定しておりまして、退去後は順次、県において撤去工事が行われる予定となっておりますところでございます。

次に、平成29年度、米の作付について申し上げます。

平成29年産米につきましても、吸収抑制対策と全量全袋検査を実施することとしているところでございまして、町内5カ所に対策を実施しない圃場を設置し、その結果を検証することとしたところでございます。また、生産調整に伴う生産数量目標についての各地区説明会を開催いたしましたところでございます。さらに、農林水産省の定めるガイドラインに基づく減農薬、減化学肥料の特別栽培と、食味値などに基づき米のおいしさを見える化し、国見ブランドとして確立していくため、7名の生産者が栽培に取り組む予定となっているところでございます。

次に、あんぼ柿の産地再生についての取り組みについて申し上げます。

出荷再開後4年目を迎えたあんぼ柿の生産につきまして、今年から包装製品の出荷が再開されたところであり、全量非破壊検査を実施し、安全安心の確保と産地再生に向けた取り組みを進めておるところでございます。また、出荷の最盛期を迎えた12月から2月にかけて、東京・日本橋ふくしま館をはじめ、都内各所においてトップセールスに取り組んできたところでございます。

続きまして、安全安心な町政の実現について申し上げます。

鳥獣被害対策についてでございますが、昨年度から進めております野生鳥獣の侵入防止柵設置事業につきましては、地元の皆様方の協力をいただきながら、小坂・山崎地区では完了し、石母田地区の6割程度が完了したところでございます。

続きまして、活力ある町政の実現についてでございます。

まず、道の駅建設工事について申し上げます。

建築本体につきましては、ほぼ完了し、諸検査のための最終確認を進めており、国の施設の完了を受けて、月末には全て引き渡しになる予定でございます。4月27日に竣工式を行い、5月3日のグランドオープンに向けて、関係機関と調整しながら諸準備を進めているところでございます。

次に、「明日へ。きずなイルミネーション事業」について申し上げます。

町民参加型により11月23日から開催し、12月23日にはあつかし山ビッグツリーの点灯へとつながり、年末年始に向け、明るく彩られたところでございます。最終日の1月5日には、文化センターにおいてクロージング・パーティーが開催されたところでございます。

次に、「くにみ春のフードフェスタ」について申し上げます。

3月5日には、皆さんの心の元気を取り戻す元気活力事業としまして、「奥州街道ど真ん中！くにみ春のフードフェスタ」を開催することといたしておるところござ

います。

次に、若者交流事業について申し上げます。

去る2月26日に、スマイル国見若人の会との共催によります今年度の3回目の婚活パーティーを仙台市において開催し、町内外の多くの若者が交流いたしたところでございます。

次に、「(仮称)くにみアグリビジネス研修所」整備事業について申し上げます。

本事業につきましては、町の基幹産業であります農業の担い手育成と、水稻、果樹に次ぐ多品種野菜などの園芸作物の振興を図るために進めるものでございまして、必要な補正予算について、本定例会にお願いをいたしてございます。

次に、貝田地区の圃場整備事業について申し上げます。

県営事業では、計画区域約30ヘクタールのうち5.7ヘクタールの工事請負契約が締結され、整備後の圃場の所有者を定める換地原案の作成も、地元の皆様の協力を得ながら、順調に進んでおるところでございます。

次に、文化・スポーツ事業について申し上げます。

町内に数多く存在する文化財の継承、調査研究の拠点として利活用するとともに、展示物の充実を図り、多くの皆さんに国見の歴史・文化を知る機会を提供する場としまして、去る1月10日にあつかし歴史館をオープンしたところでございます。

また、子どもの読書推進を図るため「子ども司書講座」を開設し、新たに10名の子ども司書が誕生し、読書リーダーとして活動を開始としたほか、スポーツでは、包括連携協定を結んでおります東邦銀行の協力により、有名アスリートの指導による陸上教室を開催いたしたところでございます。

続きまして、思いやりのある町政の実現についてでございます。

まず、マイナンバー制度について申し上げます。

個人番号カードの交付状況でございますが、2月15日現在、地方公共団体情報システム機構から町に送付されたカードは959枚で、町から本人に交付したカードは881枚となっております。

次に、昨年12月から進めておりました国見小学校の校庭改修工事について申し上げます。

現在、工事は順調に進んでおりまして、小学校の卒業式前までの竣工を目指しておるところでございます。

次に、くにみもたん広場の利用状況について申し上げます。

2月末現在で、延べ11万5700人、一日平均107人と、引き続き町内外の多くの皆様にご利用をいただいております。

最後に、国見町の継続的な維持発展についてでございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業につきましては、町と連携協定を締結してございます福島大学、それから桜の聖母短期大学の学生らによりますフィールドワークや発表会を実施しますとともに、福島信用金庫との連携事業でありますクラウドファンディングの講演会、ママカフェの開催、ヤングカレッジ「国見カ

スタム・ラボ」などを開催し、多くのご参加をいただき、関心の高さと広がりを感じたところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案などについて、その概要を申し上げます。

報告第1号「その他の債権の放棄について」は、水道使用料について欠損処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

報告第2号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」は、法に基づき、その結果を報告するものでございます。

条例に関する議案といたしましては、議案第1号「国見町課設置条例の一部を改正する条例」から議案第8号「国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例」まで8件を提出いたしましたところでございます。

議案第9号「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、国見まちづくり会社を国見町農産物加工施設の指定管理者とするものでございます。

議案第10号「訴えの提起について」は、国見ニュータウン土地譲渡契約に基づき契約解除違約金の支払いを求めるものでございます。

補正予算につきましては、議案第11号「平成28年度国見町一般会計補正予算（第7号）」から議案第18号「平成28年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」までの8件で、いずれも実績等を踏まえた予算の整理が主なものでございます。

以上、申し上げました一般会計はじめ各特別会計などにおきまして、今後、予備費などのほか各項目において不用残が生じる見込みでありまして、平成28年度決算につきましては、いずれも黒字になる見込みでございます。

次に、議案第19号「平成29年度国見町一般会計予算」につきましては、先ほど予算の概要において申し上げたとおりでございます。

議案第20号「平成29年度国見町大木戸財産区特別会計予算」から議案第28号「平成29年度国見町水道事業会計予算」までの9件の各特別会計などの予算につきましては、それぞれの設置目的による事務事業などの推進について、一般会計に準じて、予算編成方針に基づき、効率的な執行と採算性の維持、経営の健全化を目標に、一層の経費の節減、効率化を図りながら所要の経費を計上いたしましたところでございます。

これらの特別会計のうち、管理会または管理運営委員会、審議会などを設置してあるものにつきましては、補正予算も含め、それぞれご説明、ご同意をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上、本定例会に提出をいたしました各議案につきまして、一括提案理由の趣旨を申し上げましたが、審議に先立ちまして、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

なお、副町長の選任についての人事案件を追加で提案することといたしてござい

すので、ご報告をいたします。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について担当課長の報告を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民生活課長から説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） それでは、私から、伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告申し上げます。

去る2月14日、桑折町役場応接室におきまして、平成29年第1回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されました。

提出されました案件は、1件であります。

議案第1号「平成29年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計予算について」であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1865万1000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の1672万8000円でありまして、そのうち国見町分は負担率30.5%の510万2000円となるものであります。

歳出の主なものは、火葬場施設費における需用費の679万8000円と、委託料の1046万円であります。

需用費の内訳といたしましては、燃料費の269万円、修繕料の274万2000円などでありまして、なお、平成29年度の主な修繕は、火葬炉内セラミック張りかえ2台となります。

また、委託料の内訳といたしましては、火葬場施設管理の204万6000円、火葬業務委託料の803万円などでありまして、工事請負費としましては、駐車場整備工事の60万円であります。

以上のとおり、提出されました議案1件は、原案のとおり可決されております。

なお、詳細につきましては、配付されております写しをごらんいただきたいと思います。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、協議会関係の報告は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本日のこれからの日程ですが、午後1時より、総務文教常任委員会を委員会室北側で、産業建設常任委員会を委員会室南側でそれぞれ開催いたします。その後、広報常任委員会を委員会室北側で開催しますので、ご参集ください。

あすは、午前10時から本会議を開きます。
これで本日の会議を閉じます。
本日はご苦労さまでした。

(午前11時52分)

第 2 目

平成 2 9 年第 1 回国見町議会定例会議事日程（第 2 号）

平成 2 9 年 3 月 3 日（金曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	佐藤克成君	まちづくり 交流 課 長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良く発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、5番佐藤定男君。

（5番佐藤定男君 登壇）

5番（佐藤定男君） 通告に基づきまして一般質問を行います。

国見小学校及び県北中学校の学力テストについてお伺いいたします。

小中学校の学力テストは、国で実施するものと県が実施するものがあります。これらの実施内容、テストの結果、今後の課題等についてお聞きしたいと思います。

まず、県と国で実施する学力テストの対象学年及び科目、実施時期についてお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

まず、国で行う調査について申し上げます。

文部科学省では、全国的に子どもたちの学力状況を把握するため全国学力・学習状況調査を実施しており、その対象学年は小学校6年生と中学校3年生で、原則、4月の第3もしくは第4火曜日に全国一斉に実施しております。平成29年度は4月18日に実施予定であります。

その調査の実施教科は、国語A・B、算数、中学生においては数学のA・B、また平成27年度には理科も加えて実施されたところであります。A問題は知識に関する問題が中心で、B問題は活用に関する問題が中心であります。

さらに、学習意欲、学習方法、学習環境、生活について答える質問紙で構成されているところでございます。

次に、福島県で実施している学力調査ですが、対象学年は小学校5年生と中学校2年生で、11月中の定められた期間で実施をしております。小学生が国語、算数、理科の3教科で、そして中学生が国語、数学、理科、英語の4教科、それから小中学生とも意識調査を実施しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） それでは、県及び国が実施されます学力テストの結果につきまして、それぞれ県・国別に過去3年間の実績をお聞きいたします。結果をメモいたしますので、少しゆっくり回答いただければありがたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

過去3年間の実績というお質しですが、まず小学校の全国学力・学習状況調査について申し上げます。

26年度の国語B、27年度の算数Bで全国平均正答率より若干下回ったことがありますが、それ以外はおおむね県平均以上、全国平均と同等かまたは有意に高いという結果になっております。

福島県学力調査においては、27年度の理科で若干下回ったことがありますが、それ以外の教科については県平均以上で推移しております。

なお、理科においては、28年度では県平均を5ポイント以上上回る結果となっております。この調査の目的である自校の課題を把握して改善を図った結果と判断しているところであります。

次に、中学校の全国学力・学習状況調査について申し上げます。

27年度に全国平均を若干下回ることがありましたが、それ以外は全国平均と同程度ないし全国平均よりも有意に高いという結果になっております。

福島県学力テストにおいては、若干の変動はあるものの、県平均より有意に高い状況にあります。特に英語については10ポイント程度上回ることもあり、成果が出ていると考えております。

成果としては以上であります。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまのお話ですと、ある年において若干下回る科目等もありましたけれども、その他についてはおおむね平均あるいはそれ以上ということでございました。また、28年度の理科ですか、あとは英語においては5ポイント及び10ポイント以上上回っているということでございます。

このような結果を踏まえまして、教育委員会ではどのような傾向と分析しているのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

課題としまして、福島県全体の傾向と同じことではありますが、算数・数学の安定した学力向上が一つあると思います。また、活用を見るB問題の正答率をさらに向上させたいと思っているところであります。

また、同時に実施されております学習状況調査、意識調査の結果からは、例えば朝食摂取などの望ましい生活習慣が確立している子どもは学力が高いとか、家庭学習が習慣化している子どもは学力が高い。当たり前のことなのですけれども、そういうこ

とが明らかになっております。家庭、学校、地域がそれぞれ役割を果たして学力向上に努める。生活習慣の確立、基本的な学習基盤を図りながら着実に学習指導の改善を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいま答弁がありましたように、言ってみれば当たり前の学習が求められているということでございます。

そして、平成24年4月に国見町の各小学校が統合されて国見小学校となりました。統合によりまして、学力の面で、学力テストの結果等成果はどのような形であらわれているのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

全国学力・学習状況調査、福島県の学力調査などの現在までの変容をしてみると、先ほども答弁させていただいたとおりですが、年度により若干の変動はありますが、おおむね全国平均あるいは全国平均を上回る結果となっております。

特に福島県にとっても大きな課題である算数Bについては、平成25年度あたりから少しずつ改善しているところであります。これは、統合して適正な規模になったことにより、例えば「学習課題について自分の考えを大勢の前で発表したり、その考えを検討したりすることにより、よりよい解決策に練り上げる」などの学習ができるようになったので、活用する力が向上してきていると考えられ、統合の成果と考えております。

学力向上に結びついていることは、多様な集団による学習が可能になったことによるものであり、統合の成果の一つと考えているところであります。

また、今年度実施しました国見町教育フォーラムで、例えば「国見町に関する提言」などの活動がありましたけれども、そういう成果を上げていることも統合の成果と考えております。「活用する力」として教科の学力向上にも結びついているものと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 小学校の統合によりまして、県及び国の学力テストの結果を見る限り、平均あるいは平均を上回るという結果でございまして、統合によりまして適正規模の教育が適切に行われていると思えます。

今後とも、学力テストの向上に向けて、先生方あるいは保護者のご協力、見守りをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、中学校の部活動について伺います。

中学校の部活動には、文化系あるいは体育系があるかと思えますけれども、全員が何かに所属しているのか、またそれぞれ文化系、体育系の部数は幾つあるのか、中身について質問いたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

まず、全員が何かに所属しているかというお質しですが、原則として全員、常設の部活動に所属することとしております。

次に、文化系の部活動ですが、現在、吹奏楽部、あと美術部の2つです。体育系の部活動については、野球部、バスケットボール部の男子と女子、ソフトテニス部の男子と女子、バレーボール部の男子と女子、卓球部の男子と女子、剣道部と柔道部については男女から成っており、文化系が2部、体育系が11部。あと、特設陸上部と特設駅伝部を設置しておりまして、計15部となっております。また、年度によっては特設水泳部を設置することとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまの回答によりますと、体育系はある程度部数がありますが、文化系では吹奏楽部と美術部だけということで、ちょっと私も驚いたところでありませう。

文化系は、以前からあった部が廃止になってきて少なくなったということですが、廃止になった理由は何かあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

部活動の数についてでございますが、生徒数、それから教員数と密接に結びついておりまして、生徒数が少なくなれば学級数も少なくなり、担当する教員の数も少なくなっている現状があります。できるだけ生徒の多様な希望には応えたいとは思いますが、平成28年度まで15部体制で行ってきたことももう無理な状態になってきておりまして、検討しているところでございます。

なお、後ほどまたお話ししようかと思ったところではありますけれども、その部活動編成については、中学校や保護者、いろんな関係の皆さん方と相談をしながら検討する時期に来ているのかなと思います。

なお、文化系については、前にパソコン部がありましたけれども、それは休部というか廃止されているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 部の数が減ってきたのは生徒数、教員数の減少が大きいということでありませう。そのような理由はいたし方ない面もあるかと思ひます。

中学校の生活において、学習面とは別に部活動に参加することは大変意義があるかと思ひますけれども、学校側としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

議員もご承知のとおり、部活動については生徒の健全な発達に大変意義があるもの

と、中学校も、もちろん保護者も考えているところでございます。学習指導要領においては教育課程に明確に位置づけられているわけではないですけれども、部活動については意義があるものと位置づけがされております。学校においても、保護者への理解を図り、地域の皆様の協力をいただいて積極的に実施しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 次の質問にまいります。

部活動の指導の方がいらっしゃるかと思うんですけれども、教師あるいは教師以外の方もいるかとは思いますが、指導は誰が行っているのかまずお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 部活動の指導は教諭が顧問としてあたっております。また、校長が外部指導者と認定した方については、外部指導者として顧問とともに指導にあたっているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 今、外部指導者というお答えをいただきましたが、外部指導者についてはどのような部活の内容になっておりますか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 現在、中学校で外部指導者として校長が認定してお願いをしているものに卓球と柔道と2部あります。どちらも、その競技について専門的な技能があって、また生徒指導、学校教育に理解がありまして、学校の方針に基づいて指導していただける方を認定して指導いただいているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 教師の方が顧問として指導している部もあるとただいま回答いただきました。先生の場合は、休日にはなりませんけれども、土・日も指導しているのでしょうか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

土曜日でも日曜日でも教員が顧問として指導しております。また、外部の指導者も顧問と一緒に指導しているところがございます。

なお、原則として、土曜日か日曜日かのどちらか1日は休養日として設定しているところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5 番（佐藤定男君） 土曜、日曜も指導しているということで、土・日のうちどちらかは休養日としているということですが、教師の場合、公務員でありますけれども、時間

外勤務の問題はどのようにして解決しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

教員には時間外勤務手当はありません。部活動指導につきましては、ちょっと今手許に資料がないのですが、10年以上前から、土・日の一定時間、4時間ないし3時間以上部活動を行ったときには若干の手当が出るようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 中学校の部活動も学習面と同様に大変な意義があると私も感じております。適切な指導、運営がなされるように願っております。

以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、1番松浦和子君。

（1番松浦和子君 登壇）

1番（松浦和子君） 平成29年第1回定例会において、さきに通告いたしました内容についてお伺いいたします。

私は、一昨年9月に議員として初めて一般質問に立ち、以来、女性の立場から質問させていただいております。

太田町長におかれましては、町長初当選以来、女性の働きやすい環境づくりや能力を高く評価され、女性職員の責任あるポジションへの配置が増え、表情も明るく、その仕事ぶりは町民から高い評価をいただくようになってまいりました。

町職員だけではなく、町内の女性の活躍もすばらしいものがあります。

まちづくり推進協議会の女性として、平成17年から10年間、31文字に思いを込めた短歌を全国から募集した「桜のうた」事業がありました。小学生から90歳近い方まで全国津々浦々から届いた短歌の応募総数は、約2万8000詩に及ぶと伺っております。全て女性で運営され、平成23年の東日本大震災の年も中止することなく実施され、全国から被災者を励ます短歌が多く寄せられ、感動されたと伺っております。女性ならではの感性や着眼、企画、実行力で全国に国見町の名を発信し、多大な貢献をされた事業であると思います。

また、本年1月28日には、2回目となります町内外の小学生の「ショートショート」創作大会が開催されました。この事業も女性の手で運営され、書くことから子どもたちの興味や才能を導き出すすばらしい企画に感動いたしました。

また、近年、小中学校のPTA会長も女性が選任される時代になりました。ほかにもさまざまな分野で活躍されている女性が町内にはたくさんいらっしゃいます。本年5月3日には、皆さんが待ちに待った道の駅国見あつかしの郷がグランドオープンし、新しい歴史がスタートいたします。オープン記念イベントとして、国見町の女性が思い描く国見の未来への提言や期待、夢などの発表の場として、女性の働き方や活躍に関心を寄せてくださっている太田町長を囲んでの国見型女性活躍フォーラムをぜひ開催すべきと思っておりますが、このことについて町のお考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えを申し上げます。

国見型の女性活躍フォーラムを開催すべきとのご質問でございますけれども、世の中の状況を見てみますと、国見町でも、先ほど松浦議員がお話しされましたように、女性活躍がどんどんアップしているなど、加速しておるなという思いをいたしておるところでございます。

その理由としては、いろいろな世の中の状況でございますけれども、まずはやはり、これまで女性の方は出産・育児とか仕事の両立が課題であったけれども、超高齢社会の中で介護と仕事の両立も含めていろいろとシフトし始まっている。2つ目には、男性中心の物事の考え方がいろいろ多様化していますので、それになかなか対応し切れないこともございますし、さらには男性中心の社会では労働力の担保ももうできなくなってきている。やっぱり女性の方にご支援いただかないとなかなか社会が維持できなくなってきているなどさまざまな理由があるのではないかと考えております。

また、今ご指摘のありました道の駅の関係でございますけれども、国見町では人口減少対策、確かに毎年120回ぐらいやっていますからね。これは非常に重要な課題と認識しております。

そういった中で、今回、道の駅の整備については、私はやはり大きな起爆剤になるなど。町の活性化の施設にしていかなくてはならない。恐らくは道の駅の活性化が町の活性化につながり、そして町の維持発展につながる。これはベースのものに私は絶対なると考えています。

ですから、それはいろいろな面で、農産物の直売とか6次化の問題とか、農業の再生も含めてですね。さらには観光とかあるいは歴史・文化とかいろいろございます。あるいはママカフェや育児の問題とか、その中でエリアでどうするかとか、いろいろと道の駅の中に盛り込むという形にしていますので、そういった意味では交流の拡大、人口の減少に歯どめをちょっとでもかけたいなど、こういった施設になるのかなという思いをいたしておりますので、そこは非常にこの道の駅の整備は重要なポイントになるかなと考えております。

それで本題に入っていきますけれども、これらをうまく円滑に道の駅の活性化につながるにはやっぱり私は女性だと思います。女性の感性、物を買う、食べる、その感覚、あと育児、いろいろありますよね。そういった女性の感性でもっていかないと、この道の駅は私はなかなか立ち行かなくなるかなと考えております。

二面性があると思うんです。女性の活躍の場にもなる、そして女性の方にその道の駅を活性化していただける、そういう両面で女性の方の存在は非常に私は重要になってくるなと考えております。

そういった意味で、道の駅を整備してそれをどうするんだといったときに、女性の皆様方の働きといいますか、ご支援、活躍はもう絶対欠かせない。恐らく物を買いに来る7割から9割は女性ですよ。男性は来ないですから、ほとんど。やっぱり女性にしっかりと担保してもらわないと、私は太刀打ちできなくなるかなと考えております。

そういった意味で、もろもろを総合しますと、当然に女性活躍的なフォーラムをこの道の駅で開くと。5月3日にぼんと開くというのはなかなか難しいかもしれませんが、時期などはこれから検討しますが、非常に私、タイムリーだと思います。

これはむしろ、私、やりたいと思っていました。ですから、ご質問を受けて、これは良かったと逆に思った次第でありますのでね。そういった意味では、絶対これは、女性の皆様方の活躍の場をセットする意味でも非常に重要なことだと前から思っておりましたので、非常に意見が一致したなという思いを今いたしておるところでございます。

ただ問題は、女性活躍フォーラムという一つのくくりをした場合に、行政だけではなかなか難しいところが出てくると思うんです。先ほど言いました桜のうたの関係とか、「ショートショート」もそうですけれども、民間の方々が一所懸命頑張っていますので、そういった方々にいろいろご支援いただく。3月5日にちょうどフードフェスタをやりましますけれども、実行委員会方式で商工会の青年部が一所懸命やってくれているんですね。

ですから、そういった民間型のスタイルでどうするんだということがやっぱり継続できる一番のポイントになるかなと思っていますから、そういったスタイルでぜひやっていきたいと思っています。それについては、国見町の女性を先導している松浦議員にも実行委員会に絶対入ってもらって先導してもらって、企画なども含めてやっていただく。そうすると、私はうまく流れていくと思います。

ぜひその際にはご参画いただいて、ご指導をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） ただいまの私の質問に対しての、女性の立場、活躍に対して理解ある町長の答弁は本当にうれしく思っておりますし、このフォーラムを実現するために国見町の女性の皆さんが心を一つに、実現に向けて前に進んでいきたいと思っております。その際には、町側のご協力も切によろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきます。

女性のがん検診についてお伺いいたします。

最近の新聞、テレビ等を見ていると、著名人女性のがん発症の報道が多くなってきたように思います。また、残念なことに全国的に女性のがん発症率が高くなり、また発症年齢が下がってきております。子宮頸がんは20代後半から40代前後の発症率が最も高く、また乳がんは現在14人に1人がかかると言われております。

町で行っている町民女性を対象とした子宮頸がん・乳がんの検診実施状況についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

まず、国見町におけます女性の子宮頸がん・乳がん検診につきましては、厚生労働

省からの「がん検診実施のための指針」に基づいて実施しているところでございます。対象につきましては、子宮頸がん検診が20歳以上、乳がん検診は40歳以上で、2年に1回行うこととなっているところでございますので、それぞれ偶数年齢の方に対して実施をしておるところでございます。

平成27年度の実施状況でございますが、子宮頸がん検診は、対象者1,487人に対しまして受診者が393人で、受診率は26.4%となっております。検診の結果で再検査となった方はございませんでした。乳がん検診につきましては、対象者1,202人に対しまして受診者378人で、受診率は31.4%となっております。検診の結果で精密検査を要する方が23人ございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） ただいま検診の実施状況を伺いまして、極めて残念な低い数字に驚いております。

町では町独自の事業として20歳を迎える年に子宮頸がん、それから40歳を迎える年に乳がんの無料検診をそれぞれ実施していることは、がん発症率が高くなってきている今、ぜひ受診していただきたいと思いますが、残念なことに受診率が低いとの答弁でした。受診率を上げるために行っている対策があればお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

受診率の向上の取り組みというお質しでございますが、今ほど議員のお質しにありました初めて検診の対象になる方、子宮頸がん20歳の方、乳がん検診40歳の方が無料で受診できる制度を実施してございます。それも受診率向上の取り組みでありまして、また27年度からは受診勧奨ということで、健康管理世帯調査台帳の希望調査におきまして、子宮頸がん、乳がん検診を希望しながら受診されない方に対しまして個別に受診勧奨の通知などをしてございます。

このほかにも、福島市内の医療機関でも検診が受けられるようにするなど、いろんな取り組み、工夫をして受診率の向上に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 今いろんな取り組みをされているというお話を伺いましたが、町独自の20歳と40歳という年齢は、20歳という年齢は検診の大切さを認識するには難しいのかもしれませんが。年齢的なものもあるかと思えます。また、40歳も、子育てや仕事に追われ自分のことを後回しにしているところもあると思えます。せっかくのプレゼント事業を何とか一人でも多くの該当者に受診していただくようPRに一層力を入れていただきますようお願いいたします。

次に移ります。

はじめに答弁の中にもありましたが、国の指針に従って2年に1回、偶数年に検診を実施しておりますが、先ほども申し上げましたが、発症率は年々増加の傾向にあります。

す。私の友人は、虫の知らせとでも言うのでしょうか、来年まで待ってられないと自分で受診し、乳がんの早期発見で命拾いをしました。

助かる命を助ける、そのような視点から奇数年に幾らかでも町からの補助をお願いし、受診できる安心体制をぜひ作っていただきたいと思います。このことについて町の考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 答えいたします。

奇数年齢にも毎年検診を実施できないかとお質してございますが、検診の間隔につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の指針に従って2年に1回、偶数年齢の方を対象に実施してございます。これは、検診で異常がなければ3年以内のがんを発症する可能性はごくわずかという科学的な根拠によるものとされてございます。

また、毎年検診を実施することによるデメリットもございます。具体的には、がんではないのにがんの疑いで精密検査を受けなければならないケースが増えること、また乳がん検診ではX線の被曝量が増えること、さらに医療機関の受け入れ枠の問題などもございますので、現在の検診の間隔は妥当なものと考えてございます。

なお、国では現状にあった実施方法を継続して検討しているところでございますので、その動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

また、受診年齢についてですけれども、偶数年齢の方が対象と申し上げましたが、前年度に受診をしていなければ奇数年齢の方でも受診は可能となっております。

先ほども申し上げましたように、課題となるのが受診率でありまして、ほかの検診も同様ですが、定期的に検診を受けることが早期発見につながるということです。先ほど答弁させていただいたように、検診費用の補助や受診勧奨などにより受診率については増加傾向にございますが、受診されない方、大変多くございます。引き続き受診率の向上に力を入れていきたいと考えてございますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 毎年の検診には多くの課題や身体的な影響もあるとお答えに、ちょっと複雑な思いをしております。難しいのであれば、ぜひ2年に1回の検診を、申し込んでからの検診期間が5カ月間ありますので、その間に何とか多くの方に申し込みをしていただけるよう、20歳、40歳検診も含め、ももたんFMなどを利用して自分の体は自分で守ることを広く呼びかけていただき、面倒がらずに自分のため、家族のため、検診をしていただくよう周知をお願いいたしたいと思っております。そして、27年度の26.4%、31.4%、この受診率のアップにさらなるご努力を期待しております。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） ただいま松浦議員から、子宮がん検診、それから乳がん検診のご質問をいただいたところでございまして、今お話を聞いていて思いましたのはやはり受

診率ですよ。

隔年というのは、これは医学的な見地からということも聞いています。これまでいろいろリサーチした中で私も医療関係は少し知っておりますので、そういった隔年というのが何か一つの、医療的にもいいんだという流れがあることは私も承知しておったんですけれども、ただ受診率が二、三十%というのは低過ぎます。

やっぱり私は最低50%と思って、この数字をどのようにアップしていくかはこれからの重要な課題だと思っております。やはり裾野を広げることだと思うんです。同じ方を何回もやるということではなくて、その客体を増やしていくことをやらないと、がん撲滅にはつながっていかないと思うんです。

成人病検診は毎年1回受けましょうということになっていますから、これは皆さんでやっぱり受けていく。この乳がん検診等々についてもやはり、隔年で必ず受けましょうと受けていきます。というような意識づけ、お互いの意識を持って、その意識づけをお互いにし合うということだろうと私は思いますので、そこを今後重点的に、先ほど個別のことやっているとということで話がありました。やはりオールラウンドに、先ほどお話しにありました道の駅の女性フォーラムでもいいではないですか。そういった中でもその議論の一つとする。お互いに、検診を受けましょうよと。そこがまずは女性活躍のベースになるんだと、そこから発展があるんだという意識づけも私はあるだろうと思います。

ですから、やはり普及啓発という部分をどう捉えて、どう私どもがやるかということとを今、非常に重要な課題をいただいたと思っていますので、ここは保健福祉課含めて町を挙げて普及啓発をして、受診率のアップを図ることを十分意識しながら今後対応していきたいと改めて今感じたところでございます。

以上、私からも答弁させていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 女性が元気であればその家庭も明るいと思います。やはり女性が担っている役割は大変大きいと思いますので、病気にならないように早目の検診を心がけて、町長の答弁の中にもございましたけれども、女性が集まるいろんな場で、雑談のような形で何でも結構ですからそういう形で広めていっていただく、裾野を広げていっていただくことが意外と大きな役割を果たすかもしれません。

町と私たち町民もそういうことを認識しながらこの受診率のアップに努めていきたいし、協力していきたいと思います。今後とも、健康を守るためのいろんなご努力に期待して、私たちも応援させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成29年第1回定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、高齢者ら要支援者避難の個別計画の策定についてであります。

さきの民報新聞報道によれば、県内市町村での高齢者ら避難行動支援者の支援体制を定める個別計画の策定作業が進められています。策定が困難を極めている状態の中で、当町においては約84.2%の高い策定ができていますが、その要因はどこにあるのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えを申し上げます。

災害時の高齢者や障害者などの避難行動要支援者の対策についてでございます。

町では、国見町の地域防災計画にこの内容を位置づけしまして、社会福祉協議会や民生児童委員の協力のもとに、率先してここまで取り組んできております。

具体的には、要支援の対象者の方々に民生児童委員などが制度の説明をしまして、避難行動要支援者名簿に登録して、個人情報保護の問題もございまして情報開示の同意を得なくてはならないので、同意を得て、町内会あるいは消防団等々関係機関に情報の提供をいたします。

さらに、登録された名簿に基づいて、社会福祉協議会や民生児童委員が本人、それから家族と相談の上、具体的な避難方法などの個別計画を策定するとなっておりまして、実際、私も策定をしておるといってございまして。

先ほど民報新聞の話がございましたけれども、個別計画策定状況については、国見町で対象者が425人、そのうち358人で84.2%ということで、県内市町村の中でもかなり高位の策定状況になっております。これは、先ほども申しましたように、前向きに前から取り組んでおられる結果がこの84.2%という数字に出ておると認識をいたしておるところでございます。

今後とも、要支援者の個人情報是非常に重要な部分でございますので、個人情報にも十分留意しながら、町民の災害時における安全安心を全方位で担保するために、要支援者の支援対策の充実強化にしっかりと努めてまいりたいと考えておるところでございます。

そしてまた、私、実は県の安全管理監をやっているしまして、安全安心条例を作ったときにこの問題もかなり個別に協議をした経過がございました。それで、やはり一番入り口でいろいろ問題になったのは、個人情報の保護はどうなんだという議論です。やはり、ここをしっかりと担保しないとだめよと。いわゆる名簿登録をしたときにいろいろ変に使われてしまったのでは、これも困るのではないかとということで個人情報保護の問題が非常に議論されまして、これをまずしっかりと担保するという前提でやるしかない。

そのためにどうするんだということで情報共有をお互いし合っ、その情報共有の中で、外に出ないようにどうするんだということをしっかりとやるのがベースだろうと、いろいろと議論した経過がございました。

と同時に、より具体的に入った場合には、やはり個別計画を作っていくことなので、個別計画を作るにあたって、国見町では率先してやっています。今84%まで来ていますけれども、これからが難しいのです。これからの16%がなかなか難問

なのです。ですから、この辺をどうするのが、これからの重要な課題かなと私は思っています。あとの16%を、いろいろと民生委員の皆様のご支援をいただいて、100%に限りなく近づけていく作業を今後しっかりとやっていく必要があるということが一つ、私、今後重要なポイントではないかと思えます。

あともう一つは、やはり要支援者の方々、家族の方々と、逆にこっちから支援をする民生委員の方々とか社協の方々とか、消防団とか警察の方々と情報の共有です。あなたはこういうところでこうなっているので、このためにこうして、こうやるんだよという情報の共有をしっかりとすることによって、こういうスタイルでやるんだという情報をお互いに認知し合えることが大切だと思います。

と同時に、私は実践だと思っています。実践とは何かというと訓練です。やっぱり何かがあったときではだめなのです。その前に、こういうことをやるんだという訓練をしっかりとやっていくことが私は大切かなと思っています。実は渡辺議員も参画しました防災訓練のときに一つの事例をやりました。いわゆる要支援者の避難行動。自衛隊の方が、先導して我々のところに連れてきました。そういうことを事例としてやって、こういうことでこうするんだよと一つの形でやってみましたので、そういう実践だと思うんです。

今後はやはり、9月10日に今年度も5方部で行いますので、その中でこういった実践をぜひ私はやってみたいと思っています。これはもう担当部局に指示していますので、やはり実践をすることによっていろいろな問題が出てきますから、それをクリアしていくことが大切かなと思っています。

それで、先ほど申しましたように課題としては、100%近くいく、情報の共有、実践の訓練をするというあたりがこれからの重要なポイントなのかなと思っています。この要支援者の問題はしっかりと今後とも担保しながら、安全安心なまちづくりは非常に重要でございますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長からすばらしい、前向きなというか、今考えている状態がほかの市町村とは違っている部分をお聞きいたしまして、町民の安全安心を考えているということがわかりました。

その上で、やはり民生委員の方々の協力によるものも大変かなと思います。原発事故により避難が重要視されることになり、避難困難者をいかに早く避難させるべく、必要な情報を収集することが大切ではないかと思っております。

それでは、先ほど町長も大変難しいということですが、84.2%、残りの16%何がしの個別計画を100%にしたいということになるとは思うんですけれども、それをいつ100%にしていくのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） ご質問にお答えいたします。

これまでの成果につきましては今ほど町長が答弁したとおりでございまして、民生児童委員の皆様の絶大な協力によるものと感じておりまして、民生委員によります個人情報開示の同意の確認とか、個別計画策定の打ち合わせなど進めていた成果でございます。

今後とも、社会福祉協議会あるいは民生児童委員のご協力、さらに町内会、消防団とも連携して、早い時期に100%に近づけられるよう進めていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 大変難しい部分を最初に聞かせていただきましたけれども、ぜひ100%を目指しやっていただければと思います。

では、近隣市町村では国からの対策が示されていないために施策が滞っているとの発表がありましたが、あえて当町が進める理由をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

これについても先ほど町長答弁で申し上げたとおりですが、国見町では、地域防災計画に基づき、要支援者、いわゆる弱者の安心安全を確保する観点から率先して、避難行動要支援者名簿の整備、個別計画の策定を進めてきたところでございます。

これらの整備にあたりましては、担当するコーディネーターを町の社会福祉協議会に委託をしまして、民生児童委員と連携して進めているところでございまして、町民の災害時の安心安全を全方位で担保するために個別計画を鋭意策定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ほかの市町村で策定できない理由は、やはり国からの対策の施策が示されていない点と、担当者の職員不足、あるいは先ほど町長からも出た個人情報の保護の観点から作業に時間がかかり過ぎる点も挙げられております。

当町においてはどのようなになっているのか、その点についてももう一度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

職員体制等になりますが、町では要支援者名簿の登録にあたりましては、先ほども申し上げたとおり、民生児童委員などが要支援者の対象の方を個別に訪問し、制度の説明を十分しまして情報開示の同意を得て進めております。さらに担当する職員の体制ですが、町の職員と社会福祉協議会に委託しておりますコーディネーターが、両者連携して対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 個人情報の観点から言わせれば、確かに情報を開示したくないとい

う方もいらっしゃると思います。やはり災害時においては弱者を助けることは当たり前なのですから、その点を十二分に理解していただき、大惨事において活用できるように、情報に関しては十分な管理体制を整えているということを説明して情報をいただくことが大切ではないかと思いますが、その点についてもう一度お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

個人情報の開示の同意にあたりましては、議員ご指摘のとおり、名簿や個別計画の活用の方法、それから個人情報の管理体制などについて十分に説明することは本当に大事だと思っております。対象者にしっかり伝わって同意がスムーズに得られるように、今後、説明マニュアルとか制度のチラシなどを作成して対応してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり情報を出すほうにすれば、安心して情報を出してもいいなと思われるようにしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで次に、個別計画の策定については、少子高齢化の社会である今現在、高齢者の増減についてはやはり激しい変動があると思います。そうすると、何年サイクルで策定を考えていらっしゃるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

まず、避難行動要支援者名簿につきましては、民生児童委員によりまして毎年状況を確認していただいた上で、町内会長や消防団、警察などに提供してまいります。

また、個別計画について作成済みの方につきましては、心身状態や生活環境の変化から定期的な計画の見直し、更新が必要ですし、現時点では支援の必要がない方につきましても確認が必要だと考えてございます。

先ほど申しましたように、まだ対象者全員の計画策定が終わっておりませんし、また高齢化の進展により新たな要支援者がますます増加している状況でございますので、数年ごとの定期的な更新に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 確かに高齢者の動向は激しいものがありますので、サイクル的に何年という数字は難しいかと思いますが、ぜひその策定に努めていただければと思います。

そして、大変な作業であり時間と労働力がかかりますが、新しい情報をもとにさらなる安全を築くためにはよろしくお願ひしたいと思いますが、公助として、役場内での情報の連携は整っているのかについてお尋ねいたしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

先ほど町長答弁でも申し上げましたとおり、避難行動要支援者対策は町の地域防災計画に位置づけられておりますので、担当であります住民生活課と保健福祉課が連携して対応をしております、要支援者名簿につきましても共有をしているところでございます。

また、先ほど町長の話にありました今年度の総合防災訓練におきましては、初めて避難行動要支援者の救助訓練を行いまして、要支援者が取り残された想定で民生児童委員と保健師が救助にあたり、自衛隊車両で移送を行うなど、連携をして実施してきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ぜひその連携を整えてもらって、やはり公助の部分と共助が全て一体になることが最低条件でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

個別計画を策定する職員、それをまず一生懸命作られて、有効に活用する職員が一体になることによって安心安全が確立いたしますので、十分な連携を図っていただきたいと思ひます。

次に、個別計画を策定する上で、支援は共助・公助となり、公助ができないところを共助にお願ひしなくてはならないと思ひますけれども、そのすみ分けをどのように考えていらっしゃるのかについてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

避難行動要支援者の避難支援につきましては、役場等の公的機関と住民が協働して、要支援者一人一人について、誰が支援し、どのように避難させるかなど具体的な仕組みを作らなければならないと考えてございます。

特に、議員ご指摘のように近隣や地域の共助の力が重要となりますので、町内会、町、関係機関や団体などの役割分担を明確にしまして、共通認識を持つために関係者による連絡会議を開催しまして、要支援者に対する共助・公助のあり方を具体的に検討したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長から連絡会議等を開いてやっていくということをお聞きしまして安心いたしました。

しかし、連絡協議会を作ることが目的ではありませんけれども、具体的にどのくらいまでに作っていききたいと思ひていらっしゃるのかお伺ひします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えします。

住民生活課と十分協議をしまして、来年度、平成29年度中には開催したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 来年度に向かってということが出てきましたので、ぜひ開催していただければと思います。やはりどんな活動、支援をするためにも、ここをやってほしいとか、明確なものを反映させることが大切でありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、先ほどから申し上げていますように、国からの対策が示されていない現在、今後も100%を目指し、そして維持することになると思いますが、この策定した個別計画をどのように活用して安心安全なまちづくりを進めていくのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

まず、避難行動要支援者名簿につきましては、情報開示の同意を得た方の名簿を町内会長、消防団、警察などに提供してございますので、有事に備えて要支援者の把握にご活用いただきたいと考えているところでございます。

また、同意を得ていない要支援者につきましても、災害が発生した場合には支援をする必要がございますので、いつでも対象者名簿が提供できるように整備をしてみたいと考えてございます。

次に、個別計画につきましては、基本的に要支援者本人と実際に避難誘導を行う支援者、支援団体が共有するものでありますので、作成段階から民生児童委員や町内会長、消防団と打ち合わせを行い、要支援者全員について実効性のある計画づくりをしたいと考えているところでございます。

さらに、計画を活用して、先ほど町長の答弁にありましたとおり、避難訓練などを実施できるように検討していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今後は先ほど出た連絡会議等を設立していただきまして、計画活用を、国からの策定にこだわらず町独自の考えで高齢者、要支援者の安心安全を確立していただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

次は、移住実業家の拠点づくりについてであります。

少子高齢化が進み、過疎化が進む現在、人口増加を図るために企業誘致をして労働力を上げることで定住者をつかみ、人口増加を考えておりましたが、当町も含め、企業誘致は困難をきわめている市町村が多いですが、数日前に議会行政調査で秋田県五城目町を調査いたしまして、小学校の廃校を小規模起業者用レンタルオフィスとして活用していました。廃校を利用して若者を呼び込む起業・移住促進につなげる移住実業家の拠点場所にならないかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

渡辺議員もご存じのとおり、人口減少は日本全体で進んでいる社会現象でもあります。国見町もその例外ではございません。行政調査を行った秋田県五城目町の例を見ますと、廃校になった旧小学校をレンタルオフィスとして活用しているということでございますが、当該する小学校校舎が比較的新しい校舎であったこと、都市計画用途区域が設定されていない区域であったことなどから、諸条件に合致した方策として利活用を図ったものだと聞いてございます。

さて、町における廃校舎、旧小坂小学校、旧大木戸小学校であります。これは建築してから旧小坂小学校で37年、旧大木戸小学校で39年が経過をすることになってございます。建物全体の活用になりますと、給排水とか電気、浄化槽設備等の大規模な改修が必要との判断もあり、計画ではできるところから活用するという趣旨になってございました。

加えて、両校舎とも市街化調整区域に存在することでの用途制限がございますので、町の施設として活用に至っていることをご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長が言われましたように、秋田県五城目町もこちらと同じように人口がどんどん減っております。そして、学校も新しい学校でありました。その辺では、廃校にするにはもったいないという部分からそういう活用ができたのかなと思っております。

しかし、今回、私どもの小坂小学校は町民の高齢者の軽運動の場所、旧大木戸小学校は歴史館ということで新しくなっております。上の階は、再度利用方法として、あえて若い人たちの拠点場所になればと考えておりましたが、2階、3階の利用法について今後の考え方があるのかお尋ねしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今ほど答弁をいたしましたように、上層階も含めて活用することにつきましては、給排水、電気、浄化槽設備等の改修が必要になってくるということがございます。それだけの投資をしてもその施設あるいはその機能が必要との判断がなされた段階で、改めて検討されるものと考えてございますし、計画にもそのようにうたっているところでございます。

なお、人口減少時代にあって、老朽化する公共施設等を戦略的に維持・更新することが必須とされている中で、トータルコストの削減あるいは長寿命化といった部分も含めて重要な視点になるものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やっぱり建物としては大変難しい建物であるということでございます。

ただ、都会に住む起業者を含みますけれども、若者が逆に起業したいという場合に、

この町によって行政の支援策等があるのかについてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

行政の支援策とのご質問でございますが、町としては中小企業経営合理化資金保証融資制度がございます。これは、1年以上町内に居住して同じ事業を営む方が利用できるものでございます。

さらに、経済産業省所管の創業支援事業として、支援する側の取り組み強化や体制を整備することで具体的な創業支援を行う事業がございますが、町は、平成29年度中に創業支援事業計画を策定して、創業、起業される方を支援することといたしてございます。

なお、創業、起業という中には、国見町においては農業も含まれるものと理解をしております。国見町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、しごとづくり分野において農業が主産業の町でございますので、農産物の販路拡大、6次化商品の開発など農業所得の向上を図ることで、地域経済の活性化、農業を職業として選択していただくための新規就農者の受け皿のベースということで、出口としての道の駅、入り口として、仮称ではありますが、農業ビジネス訓練所がその取り組みの核になるものと考えてございます。

また加えて、先日開催をいたしました「まちづくりカフェ」におきましては、福島信用金庫との連携協定事業として、株式会社レディーフォーの米良はるか代表にご講演をいただいたところでございます。議会の皆様にも多数おいでいただいたところでございますが、クラウドファンディングによる事業化方法の紹介としてご講演をいただきました。新しい可能性をお伝えする支援の一つであるとも考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） いろんな方策が出てきておりましたので、その方策に対して、それをして、それに向かっていきたいという若い人たちにぜひ情報を提供してもらいたいと思っております。

企業に来てもらうためにさまざまな努力をしている状態でありませけれども、困難であることは十分理解しておりますが、やはり今後の人口減少を少しでも抑えるためには若者の力が不可欠だと思っております。

今後、起業し生活の拠点として移住してもらうための町での促進策があったらお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

生活、移住のための方策とのごことでございますが、渡辺議員もご承知のとおり、国見町まち・ひと・しごと総合戦略において、人口減少対策の一つとして移住について取り入れてございますが、ここには2つの考え方がございます。

一つは、起業につながる地域のプレーヤーを呼び込むこととございます。起業・創

業、新規就農にかかわる方は、課題に主体的に取り組む意欲のある方でございます。このような方に移住をしていただくことが町や地域にとってプラスになるものと考えてございます。

具体的には、先ほど答弁をいたしました（仮称）農業ビジネス訓練所の取り組みがこれにあたります。さらに、その方策として地域おこし協力隊制度も大変有効なものと考えているところでございます。

もう一つは、若いママやパパ、これは将来の維持発展のベースとなる人に移住をしてもらうことだと考えてございます。こちらは、ママのネットワーク創出事業として社会参加も含めた子育て世代支援の取り組みであり、道の駅にもその機能が入ることになってございます。

ご質問の起業をして生活の拠点という点におきましては、空き家あるいは空き店舗の活用が課題と考えているところでございます。空き家のリフォームで若い世代に提供する、あるいは空き店舗を活用してオフィス、店舗として活用することが、ストックを生かした取り組みにもつながるものと考えてございます。

なお、これの具体化には、国・県の新しい取り組みがなされているところであり、これら事業と連携して入り組んでいきたいと考えているところでございます。また、空き店舗の活用につきましては、一義的には商工会における取り組みと認識をしておりますが、町としても連携をして対応していくこととしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町としてもいろんな部分で若い人たちのために、この町に住んでみたいと思われるようなまちづくりをしていきたいと私も思っております。

私たち議員も含め、将来の国見町を作ってくれるのはやはり今の若いひとたちです。そのためにも今後に生かされるようお願いを申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時30分まで休議いたします。

（午前11時20分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時30分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11番（浅野富男君） 29年3月第1回定例会にあたりまして一般質問を行います。

はじめに、道の駅オープンの準備状況についてであります。

5月3日の道の駅オープンに向けての準備が進められていることと思います。このことについてお尋ねをいたします。

私から言うまでもなく、道の駅の開業に向けては多くの町民の関心事となっております。本当に大丈夫なのかとか、余り歓迎していないという声などさまざまあります。しかし、いずれにいたしましても経営あるいは運営の面において健全な形に構築されることができれば、町民の期待に応え得るものと思っております。

それぞれの分野での準備が開業に向けて進められていることと思いますが、はじめに、農産物の出荷組合が設立されたものと承知しておりますけれども、どのような運営になるのでしょうか。そして、組合員数は何人なのか。その中には国見町民以外の方も含まれるものと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。そして、今後の入会は予定していないと聞いておりますけれども、そうだとすればどのような理由によるもののでしょうか。まずはじめにお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 11番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

まず、この農産物の出荷組合の名称は国見町道の駅出荷組合で、平成27年3月23日に設立をされております。

また、この組合については、道の駅国見あつかしの郷の農産物であったり、特産品、加工品、あとは花、工芸品、生鮮食品、一般食品等を販売する直売エリアへの出荷と、車両等を用いて道の駅敷地内で食品等の販売を希望するもので構成する任意の団体でございます。

米、野菜、果樹、花、加工品、工芸品、特産品の7つの部会が設けられておりまして、国見町道の駅出荷組合規約に基づいて運営されることとなっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） その組合員の中には国見町民以外の方も含まれるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 失礼いたしました。

組合員数でございますが、直近の組合員数は371名でございます。町内居住の組合員につきましては167名、町外居住の組合員は204名でございます。

なお、先ほどの今後の入会は予定していないのかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、まず直売エリアにその限りがございます。全国各地の道の駅や高速道路内のサービスエリア内などで販売をしております町外の一般的なお土産業者あるいはその製造業者等の入会は既に終了をしております。町内の農家、商工業者の組合員については、これまで同様、継続して加入の促進を図っているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君）　ということは、農産物の出荷については今後も募っていくということだと思います。

それでは2番に入ります。

出荷にあたって手数料を徴収するとなっておりますけれども、この点についてはどのような決まりになっているのでしょうか。手数料の金額は、ただいま町外の方も組合の中にはいるというお話なのですけれども、国見町民に還元するということからすれば何らかの差があってもいいのではないかと考えるところではありますが、どのような考え方でしょうか。

議長（東海林一樹君）　まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君）　お答えいたします。

道の駅国見あつかしの郷の直売部門での販売につきましては、まちづくり会社が出荷組合から委託を受けて販売する委託販売という形式をとることとしております。よって、売上金額の中から物品販売手数料をいただくこととされておまして、これがまちづくり会社の収入となるものでございます。

この物品販売手数料につきましては、国見町道の駅出荷規程がございまして、こちらによって農産物が15%、加工食品が20%、工芸品等が25%とされており、これは出荷者の居住地にかかわらず同率でございます。

一方、組合員の居住地によって差を設けておりますのは、出荷組合の事務連絡等に要する経費としていただくこととしております年会費でございます。こちらは、町内の居住者は2,000円、町外の居住者は3,000円としているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君）　浅野富男君。

11番（浅野富男君）　そうすると、町外と町内の方々の負担が事務費用、年会費の違いだけになるかと思えます。農産物の出荷については、そういった配慮といいますか、町外から入るものとそれから町内で集めるものと、その差はないということよろしいですか。

議長（東海林一樹君）　まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君）　お答えいたします。

この販売手数料に関して差を設けなかったというところでございますけれども、こちらは、道の駅国見あつかしの郷の設置目的として、まず震災からの復興のシンボルであるということの中で、国見を含めた広域的な復興という目的も当然考えなければならぬと思っております。

また、国見の基幹産業である農業の農産物の構成を見た場合に、米と果樹については全国的に生産量が多い、あるいは品質的にもすぐれているところではございますが、日常的に購買をいただく野菜の面に関しては若干落ち込んでいるといいますか、ちょっと力不足のようなところもございます。

実際に生産している方が少ないということではございませんけれども、商品として道の駅に並べられるものはどうなのかなという、その落ち込みのところがございます

ので、そういったところを広域的なところで補完するという考え方もこの道の駅には必要だろうと。

1つの町だけでやっていくということではなくて、町外からの出荷者にもおいでいただく、そしてまた購買者も広域的な地域から道の駅に足を運んでもらうという、交流の場という意味づけからもある程度広域的な考え方を持って、手数料については同率とすべきと。ただし、年会費については申し訳ないけれども差を設けさせていただくと、そういった考え方で出荷組合の中で議論をし、規程が了承されたところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今、若干答弁の中にも含まれてはおりましたけれども、通告しておりますので、3番目の品ぞろえの体制についてお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

まず、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、国見町の道の駅の出荷組合の設立目的は3つございます。まず1つ目は地域、国見を含む広域的な地域の特色を生かした農林水産物の出荷であったり、あるいは加工品、商業者が製造する商品を安定的に道の駅に出荷をする、供給をするということがございます。これがまず1番の大きな目的でございます。

2つ目は、組合員同士の情報交換によって組合員の生産技術の向上を図るという目的がございます。

そして3つ目は、まちづくり会社との連携によって直売事業部門の健全で円滑な運営を行うという、この3つでございます。

くにみ市場のこれまでの取り組みによる実証と検証をもとに、開業に向けて、出荷組合が主体的に品目ごとの規格であったり価格等の調整、生産計画、出荷調整等を行って、品不足であったり、逆に余ってしまうことのないような調整をすることとしていくところでございます。

また、農産物に関しては、ふくしま未来農協等との連携協定も検討しなければならないですし、安定供給を図る上でも必要なことなのかなと考えているところでございます。現在、事務的な作業も相手方と進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 物品の販売ということになるわけでありませうけれども、特にこの農産物の販売については、季節との関係もありまして農産物の種類が偏ることは否めないのではないかと考えております。地元、つまり町内の産品だけで賄えれば、町民に利益を還元することにおいて最良であると考えております。反面、消費者にとりましては、常に必要な物を買うことができるのが販売者に求めるものであると思っております。

今の答弁の中で、ふくしま未来農協との連携も考えているということでもありますけれども、こういう意味からすれば、生産物を販売するということでの品ぞろえの体制を例えば広い範囲でカバーするというようになってくるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

町の基幹産業であったり県北地域の基幹産業を考えたときに、まず農業がございませぬ。国見町で考えた場合には、当然その基幹産業は農業であるということ、そのための道の駅の出荷組合の設立でもありますし、道の駅国見あつかしの郷を核にした地域の活力の醸成というものもございませぬ。

品ぞろえを考えたときに、議員お質しのように、季節によって偏りがあるのも当然でございませぬ。ただ、そこをこの出荷組合がうまく調整するということ。ましてや、足りない品物、この道の駅の直売エリアの我々が持っているイメージというのは、総合スーパー的なイメージであります。野菜、果物の直売だけではなくて、一般食材も道の駅の直売エリアで販売をしたいと考えております。このために、町の商工会の会員にも働きかけをして、商店街で販売をしているような商品の出店も念頭に置きまして組合員になっていただいております。

ですから、ミニスーパー的なイメージを持っていただくということ、野菜、果物だけではなく一般食材も販売するというをまず念頭に置いていただきたいと思いますし、そのためには、冬の期間であれば、ミカンを食べたいというお客さんがおいでになったときに、国見町あるいは県北地域ではミカンは生産をしておりませぬので、そういったものを農協の系統出荷のネットを使いまして入れられないかといった、例えばの例でございませぬけれども、そういった交渉事を今、事務的な作業を進めているということなんです。

広範囲な出荷組合を募った理由もそういったところがございませぬ。冒頭のご質問にもお答えをいたしましたとおり、国見町で生産されていないものについては、他の地域で生産されているものがあればまずそこでカバーをしてもらって、それ以外のものであれば農協系の系統出荷等の中での出荷、あるいは会社の買入れになりますか、仕入れという方策も当然考えなければならぬと考えております。

要は、おいでになったお客様が買いたいものがないという状況だけは道の駅の直売エリアでは作りたくないという思いがございませぬので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 総合スーパーのイメージということでわかりやすく答弁いただいたんですけども、そうしますと、先ほどの答弁の中で加工食品も並べるということなのですが、この加工食品について本町が出荷して並べることについてはまだ確定はされていないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 加工食品についてですが、それは例えば、今、道の駅の出荷組合に入っている組合員を思い浮かべてお話をしますと、まずは豆腐屋さん、納豆屋さんなどが浮かびます。それと、まちづくり会社でもいろいろやっておりますけれども、モモ等を使ったスイーツであったり、そういったものが想定されるのではないかと考えております。

ただ、現時点でいろいろ出荷組合の中身、組合員の構成を見ておりますと、よその町での加工品等、例えば同じように豆腐であったり納豆であったり、コンニャクなどを道の駅に出荷したいということでいろいろと相談を受けている点もございますので、加工品についてはいろんなバリエーションがあると思っております。あとは、例えば魚屋さんが自分の店で焼いたり煮たりしたものをパック詰めして道の駅で販売するといったことも中にはあろうかと思っておりますので、幅広いものが加工品として出てくるのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 答弁の中でいろいろありましたけれども、これまでの答弁からするとこの質問は若干外れるのかなと思っておりますけれども、農産物の販売は専門の部署として構成しているのか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

まずまちづくり会社の組織をお話いたしますが、マネジャー制をとりたいと考えております。当然代表取締役がトップでございまして、その下に総支配人、そしてまた総務、企画営業、直売、レストラン等の部門を設けまして、それぞれに責任者、支配人を置いて部門間の連携を逆に図りながら運営するというものでございます。

今回のご質問の農産物の販売につきましては、当然、直売部門に位置づけされるものでございまして、食に関するものはこの直売部門で販売をする、直売エリアで販売するものに関してはこの直売部門が担当をすることになります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 直売部門で担当するという答弁であります。そうしますと、この部署だけでその販売目標を決めるというシステムではないことになりますか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

ただいまお話をしたように部門制をとるということでございます。直売部門あるいはレストラン部門、そういった部門ごとに当然売上目標的なものが必要になってくると思っております。その積み上げが年間の売り上げあるいは利益を算出する基礎になろうかと思っておりますので、部門ごとにまずきちんと固めることが必要であろうと思っておりますし、その部門ごとに設定をした目標の達成のために一体どういったことが必要なのかという知恵を出すのも当然部門ごとに考えて、総体的には取締役会

等でその了承をもらって、まちづくり会社の事業として運営をしていくことになるのかと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 答弁いただきましたけれども、そうしますと、現時点では農産物の販売部門における販売目標はまだ定まっていないということですのでよろしいんですね。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 現時点での大枠の目標はございますが、ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それでは、5番目の問題に入ります。

これまで道の駅建設にあわせまして、くにみ市場を何度か開催されてきました。その中で蓄積されたものが資料としていろいろ残っているものと考えております。これまで、くにみ市場を開いてきたことによりまして道の駅の運営に生かせることは多々あるものと思っております。それらについてはどのようなことがあるのでしょうか、また全体としての評価はどのように考えておられるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

くにみ市場につきましては平成27年度から実施をしております。27年度については、一月あたり2日間の開催で、十二、三回でございましたでしょうか、開催をしておりました。28年度については、月に1回、土曜日だけの開催でございました。これは、まちづくり会社と出荷組合が主体となって、直売部門に限って試行の事業として実施をしてきたところでございます。

道の駅開業を前にしたくにみ市場の開設は、試行錯誤的な面もございましたけれども、道の駅の開業に向けて直売部門の運営に非常に役立つ有意義なものであったと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 有意義なものであったという評価のようでありますけれども、その中で販売員の研修については、どのような考え方になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

販売員の研修は行っておりません。と申しますのは、運営するまちづくり会社で直売に関しての社員の採用はしていないからでございます。唯一、社員としてくにみ市場に出店をしておりましたのは国見バーガーでございます。そちらについては社員として毎回出店をして販売業務にあたったところでございます。ただ、それ以外のところでの販売員としての研修は行っておりません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） そうすると、この評価の中に今後正式な販売員を雇い入れることになると思いますが、そういった場合の研修なんかはやはり必要だという評価になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

1 月末に会社の入社内定式を行っております。その際に各部門ごとの割り振りを希望ごとにしたところをごさいますて、4月1日採用というところでそれぞれの内定者にはお話をしているところをごさいます。4月中にそれぞれの部門ごとに研修を重ねて5月3日のオープンに備えるといったスケジュールになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） 内定式があったということですが、全体で何人の雇用を確保したのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

こちらにつきましては、民報民友にも掲載をされていたところをごさいます、1月の内定式の時点では53名について内定を出したところをごさいます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） ぜひ、これまでの経験から得られますノウハウを生かして、道の駅開業に向かっていただきたいと思います。

それから、6番目の質問になりますけれども、このくにみ市場開催にあたっては早朝からその準備をしております。その人件費についてはどのような対処をなさってきたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

くにみ市場は、まちづくり会社と出荷組合が主体で行ったものをごさいます、まちづくり会社と出荷組合の双方の要請を受けて、まちづくり交流課道の駅準備室の職員、まちづくり会社で委託をしたシルバー人材センターの会員も支援する形態で運営を行ってきたところをごさいます。

なお、くにみ市場の人件費や時間外に係る人件費につきましては、それぞれの組織において規定に基づき支出をしたところをごさいます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） そうしますと、一応事業を行ったということですが、費用対効果といいますか、売り上げが幾らか出たんですけれども、そこでその人件費

をカバーするという考え方ではなかったということによろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

くにみ市場は、あくまでも道の駅の開業に向けた試行でございます。これについて、まちづくり交流課道の駅準備室の職員があたったところ等を鑑みますと、これは開業に向けた支援業務とお考えいただきたいと思っております。

28年度のくにみ市場の売り上げが540万円ほどございました。27年度においては560万円ほどございましたが、27年度は月に2回の開催でございますから、当然、27年と28年の売上額を見れば28年のほうが若干下がってはおりますけれども、1日開催のみでの売り上げといったところであれば、28年のほうが実績的には上がっているものがございます。

ただし、その中から全てを、人件費等も含めて賄おうというのはかなり乱暴な面がございます。と申しますのは、道の駅という店舗を持たない試行的な業務をしたということをまずお考えいただきたいのですが、日常的な店舗を開いて日常的に営利を生み出すような形態にはなっていなかったというところ、まず道の駅の試行的な作業として行ったことが肝になろうかと思っておりますので、全てを、売り上げあるいは手数料の中から人件費等も含めてというのはかなり乱暴な話なのではないかと判断をして、試行的な催しとして実施をしたものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） あくまでも支援業務という位置づけだったということですね。

それでは、道の駅に関する質問はここで終わりにいたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君、質問の内容がかわりますね。

11番（浅野富男君） はい、かわります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） それでは、浅野議員の質問途上ではございますけれども、午後1時まで休議いたします。

(午後0時02分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 浅野富男君の質問を続けます。

11番浅野富男君。

(11番浅野富男君 登壇)

11番（浅野富男君） それでは、町民からの要望への対応についての質問に入ります。

町内会長を通じまして町民からは身近な要望が寄せられていることと思います。こうした要望あるいは要求に対して、町では、予算がない、あるいは検討しますとの返事が多々あります。また、町内会で対処することなどの返事も時折聞かれます。

はじめに、除雪の件についてでありますけれども、この冬も幾度か除雪が必要なほどの降雪もありました。その都度、除雪の必要があり、町に連絡したところであります。以前は、降雪20センチ以上のときは除雪を行う等の体制があったかと思っておりますけれども、現在はこの町道の除雪体制についてはどのようになっておりますでしょうか、まず質問いたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

町の除雪体制についてのご質問でございますが、本年につきましては、11月28日に町内の建設機械を保有する9社と単価契約を行ってきております。また、融雪剤の散布につきましても2社と単価契約をしており、随時対応をしていくということでございます。

降雪時の対応は積雪深20センチということですが、20センチといっても大変厳しい時期もございますので、15から20センチの間ぐらいの目安で除雪を開始しておるところでございます。

対応といたしましては、事前に天気の状況を確認して、夜を越すような場合であれば事前に業者さんへ体制の準備等をお願いしておりまして、その状況を見ながらすぐに除雪にかかるような対応を行っているところでございます。

また、除雪の優先順位もございます。これにつきましては、交通量の多い幹線町道、さらには学校等がある日であれば当然通学に支障を来すことが見込まれるということもございますので、歩道も含めてそういったところを優先して対応しているところでございます。また、長さにもよりますけれども、雪の降っている時間帯は夜間対応したり、あるいは早朝の対応をしたりということで臨機応変に対応を行っているところでございます。

なお、浅野議員も町内会長でございますのでご存じかと思いますが、除雪の要望、多々お電話をいただきます。ただ、現在の国見町の状況で最大限の体制はとっておりますが、雪の量によりましては、稼働可能な状況、機材や人員等も限られておりますので、すぐに対処できないこともあります。その辺についてはご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この除雪に関しましては、もう一つ、意見を寄せられた方があるんですけれども、この除雪の機械を持っていらっしゃる方が自ら町道の除雪にあたっていると寄せられたことがあります。そういうことがあるのかなと思ったところでもありますけれども、今の答弁だとそういうことはないのかなと考えられますが、これらの実態についてはどうなのでしょう。このような場合には、町とその業者との間で

何らかの取り決めは行っているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 町と契約していない方ということですか。

11番（浅野富男君） そのようなことです。

建設課長（阿部正一君） お話は伺っております。ただ、自主的な自分の商売にかかわる範囲の中での対応ということで、これは過去からの流れがあるというお話は聞いてございます。

それについては、町の登録業者ではございませんので当然町として契約するわけにはいきませんが、自主努力としてやっている場合は、うちの町だけに限らず、北海道とか東北の北部でも、そういった自分の商業ベースで影響がある部分については自社で保有をして対応する場合もございます。

以上です。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） もう一つ、この件については、自主的にやっている場合にはその費用負担はどうなんだろうという話も出てきたわけなのですけれども、今の話だと、契約していないから町と関係は発生しないんだろうと思われませんが、こうした方々に対しては、事前に町から連絡して、契約はどうですかというお話はできないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 町の指名参加業者ということで基本的に契約を行うものですから、そうでない場合については対応しかねるということでございます。仮にその方が土木業者なのか、もしくは仮に名前を言えば大岩さんとか、何とか会社さんが自社で持っているということであれば、これは自社の対応になります。ただ、土木業者ではないがために、町としては契約はやっぱり、指名参加を出す以上は指名参加者優先になりますから、そういった対応せざるを得ないということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 除雪については、ただいま答弁もらいましたので、そのように伝えていきたいと思っております。

次に、側溝、それから水路の管理ですけれども、この辺についてどこが担うことになるのでしょうか。町内会の負担になるのか、あるいは町が管理をするのか、どういう形でこのすみ分けをやっていらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えをいたします。

側溝、水路の管理でございますけれども、いわゆるハード、財物としての管理につきましては町が行うものと認識をしております。そして、いわゆるソフト面、維持管理につきましては、側溝や水路を利用している受益者の皆さんが行うものとなっております。

ります。

これは基本的な考え方なのですが、明治の地租改正によりまして、税金をかけない部分をどうするかということで、昔でいう青道、赤道に分けられたということがございます。それが常用として残ってきたという状況でありまして、その赤道、青道の部分については、もともとは皆さんの持ち物だったものを共同減歩して公有地にしたということで、基本は税をかけない部分となっております。そこを財物として管理するのは自治体になりますけれども、実際の維持管理については当然、受益者である皆さんが主体的に行うものとなっております。

道路につきましても、現在は道路の認定で一体として認定はいたしますけれども、道路も道路と水路に分かれております。となれば、道路の路面については道路交通法の規定にひっかかってきますので、これは当然、自治体が積極的に関与しなければなりませんけれども、側溝については用排水路でもありますので、でき得れば地元で維持管理を常日ごろからしていただければありがたいと思っているところでございます。

そういった中でも台風の後などの危険な状態が散見されるような場合につきましては、町では今、道路巡視員2名を配置しておりまして、軽微なものにつきましては緊急対応を行って事故等の防止に努めているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 通告では2番について質問したんですけれども、3番についてもこの質問からしますと同じようなことで、ただいま答弁をいただいたということで続けていきたいと思っております。

その中で、水路の場合なのですけれども、町内会だけで対応するにはかなり難しい場合があると思っております。管理については受益者負担と今答弁をいただきましたけれども、どうしても町内会だけでは、例えば機械力とか何かが必要になる場合には対応が難しくなにかねないこともあります。

その危険の度合いとか構造の問題などからして町内会で対応するのは難しい場合についてはどのような形で対応していただけるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

状況にもよりますが、一般的な枝払いとか草刈りなどについては地元でも十分対応できるかと思っております。やはり機械を使うような、高所での作業が必要だとか危険が伴う場合につきましては、内容にもよるので、その部分については建設課の窓口にご確認をいただいて、町としてできる範囲のことはやらせてはいただきますけれども、地元でできる分については極力お願いしたいということでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 確かに、地元でできそうだという事についてはなるべく地元という進め方をしているわけでありまして、どうしてもできないとなりますとかなり難しいこととなります。そういった場合は、やっぱり町で対応するのが難しいから町内会でとなりますと、町内会の皆さんに報告するのが大変だということも出てきますので、一旦は現場を見てもらって、それで協議する形に今後していただきたいと考えておりますので、その辺、答弁をいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

常日ごろから、全然やりませんよと言っているわけではございません。当然、現場を見なければわからない状況もございますし、現場を見て判断しながら、町でやらなければならないことなのか、それとも地元の皆さんでも対応できるものなのかを判断しながら進めてまいりたいと思っております。そのケース、ケースによって、ご相談いただいて現場で判断をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それでは4番目の質問に入ります。

先ほどから申しておりますとおり、さまざまな要望が町内会からあるのではないかと思っております。先ほどから議論しておりますけれども、町内会での対応は、今後なかなか難しくなってくると考えられます。高齢者世帯、それから単身世帯の方々が増える中にあります。先ほど建設課長から前向きな答弁はいただきましたけれども、今後は予算措置等も含めた将来に対する計画が必要ではないかと考えておりますので、その辺についての考え方を聞きたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

町内会のさまざまな要望に対しての予算措置といいますか、計画というんですか、確かにお質しのとおりかなと思っております。

各町内会から道路とか水路とか側溝とか、補修をはじめさまざまな要望をいただいております。この要望については、確かにパーフェクトに対応し切れていないことは私も十分に承知しております。あとは優先順位、例えば山根なら山根の要望が3点あったと、そのうちでどこなんだといったときに、町はここだと思ってやったのが、ところがそうではなくて、こちらだったよというような、いわゆるその優先順位等々にも、例えば大木戸方部なら大木戸方部の中でも乖離があるのも確かに現実かなと思っております。

実は私もいろいろそういった状況を4年間考えてまいりまして、やはり何か町内会主体で決定できる、優先順位を決められる、事業化できるシステムができないかなということいろいろ考えてまいりまして、来年度予算で、後でいろいろと議案調査会等々で話が具体的にあろうかと思っておりますけれども、予算を衣がえしまして、新規で、

当初予算で自治協議会事業予算2100万円ほど計上させていただいております。このうち1500万円程度につきましては藤田方部はじめ5方部に配分をしまして、それぞれの方部で優先順位を事業につけて、そこでセレクトしてもらおうと。そういった町民、いわゆる方部会といいますか、町内会の方々が優先的に選択できるような制度の創出をすべきではないかということで予算の提案をさせていただいておりますので、よろしくまずこれをご審議いただきたいと思います。と思っています。

そうしますと、どうしても町内会に預けてしまうのではないですかということにもなるかと思っておりますので、その辺はそういうことではなくて、確かに会議とか何かは出てくるかと思えますけれども、その事務的な作業的な部分とか、あとはその事業の実施、当然これは町が主体的に実施をしていく形になろうかなと考えております。

予算がもし成立し、その後、新年度になりましたら町内会長連絡協議会あるいは役員会等々と、このシステムについて皆さんのご意見を賜りながら、一番ベストな手法などについていろいろ検討していければなと思っています。

内々、私がいろいろと聞いている話では、町内会に負担になっては困るという意見が出ていますので、これは、先ほど申しましたように、浅野議員もタッチされております町内会会議の方部会みたいなイメージでありますので、例えば事務的なことは役場でしっかりやって、事業化も役場でやるというシステムも考えられるかなと。

あと、お金の配分をどうするんだということも出ていますので、道路の長さとかいろいろあるんだろうと思います。それも十分協議して、皆さんで納得がいく形での配分をする中で実施をしていくようなところを考えております。

それから、先ほどの質問で出ておりましたけれども、公助の部分と共助の部分、この辺のすみ分けをどうするんだという議論がいろいろあるかと思えます。例えば水路の場合でも、先ほど申しましたように、本来であればそれは共助だというものであっても、これは危険が伴うと、それは町役場でどうなんだいという今ご質問がありましたけれども、そういった部分についても鋭意検討する中で、いわゆる優先順位の一角に入れてもいいんじゃないかみたいなことを何かで検討いただく等々、いろいろとやり方はあるんじゃないのかなと考えております。

ただ、いずれにいたしましても、とにかく町が先導的に選ぶということではなくて、要望はたくさんありますので、毎年100から200くらい出てくるんですね。

ですから、それを役場で優先順位をつけてやっているんだけど、そうすると、どうしても一部偏ってということもあるかなと思っておりますので、完全に5方部で主体的に選定して、優先順位をつけてやっていくシステムを新年度になりましたらぜひ構築しながら、今、浅野議員のご質問等々の内容についてもある程度加味できるようなことも含めた検討をいただいて、前に前に進めていくことを考えてまいりたいと思えます。

これは、単年度ではなくて継続的に進めていって、なるべく地域主体の考え方といいますか、限界集落にならないように、国見型地方創生というんですか、そういったものを中に盛り込む中で前向きに取り組んでいくことを今考えております。予算の中

でいろいろご議論いただいてご決定をいただいて、実行にぜひ移していきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 最後の質問になります。

町民からは、先ほどから言っておりますようにいろんな要望がありまして、町内会長を通じてどんどん上がってきているものと思っております。そのために町内会長は町内会の皆さんと町との間に入るわけですけれども、大変苦勞しているのではないかと思います。

そんな折に、以前は5方部において町長自ら、住民の皆さん、町民の皆さんとの懇談会を持っていたわけなんですけれども、最近なくなりましたね。この件についての理由についてお尋ねして、最後の質問といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） なくなったといえますか、実は、浅野議員ご承知のように、私が町長になりまして、例えば、商工会青年部、それから婦人会をはじめ各種団体等々、各部セクションと数多くの懇談会を持ってこれまでやってきております。逆に私のほうに、各方部ごとにむしろやらないほうがいいんじゃないという話が数多く来ているんです。そういった皆様方のご意見を踏まえて、同じことを何回も何回もやるなんてもうくだいよという話もちよっとあったものですから、去年とおととしかな、2カ年はたしかやっていないんです。ただ、2カ年はやりましたから。

あとは、いろいろと道の駅の関係とか、ちょっと固定化した形でやっております。ただ、そういった、逆に町民の方々から、もうくだくなって何回も何回も呼ぶなという意見も強くあったものですから、一応、去年とおととしは回数を減らして実施させていただいたということでございます。

逆に、いや、そうじゃないよと、皆様方から強い強い意見があつて、どんどん意見交換してくれよという話がさらに強くなれば、私は幾らでも可能なのでやっていきたいと思っておりますけれども、そういうサジェスションが数多くあったんです、町内会長も含めて。浅野議員ではないですよ。それ以外の方々から結構ございましたので、そういったことを踏まえて今回のスタイルにしておるということでございます。

あと、町長との対話の日でさまざまな懇談をやったり、先ほど申しましたように各種団体等々ともいろいろやっておりますし、あと、進出した企業を含めてとにかく数多くの団体と、私、実は1カ月に1回ないし2回程度、懇談会やっておるんです。それをやって、まだまだというようなことがあったものですから、実態としてそういう形になってございます。

逆にむしろ議員の皆様方から、ではまだもっとやってよという話になれば、いつでもそれはご要望に応えながら前向きに意見交換をしてみたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 以上で終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、6番村上正勝君。

（6番村上正勝君 登壇）

6番（村上正勝君） では、質問通告書に従いまして一般質問に入りたいと思います。

県北流域下水道問題についての質問に入りたいと思います。

長期間、放射能を含んだ汚泥が、地元の要望どおり、平成29年3月までに搬出するとの約束でしたが、大概約束どおり順調にいかないのが普通かなと思っていたら、今見たら大体汚泥物質が搬出され、テントも大体片づいているのかなということで見えてまいりました。

現在、予定より早く搬出が進んでいるようですが、今後、汚泥置き場の予定、テントや減容化機械の片づけなど、一通り完了するのはいつごろになる見込みか質問します。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 6番村上正勝議員のご質問にお答えを申し上げます。

県北浄化センターにとめ置きされた汚泥に関する施設などの片づけの完了についてのお質しでございます。

これは、議員も環境を守る会の一員でございますので十分ご承知のとおり、福島県と国見町との間に交わされました覚書によりまして平成29年3月末までに搬出を完了するとの内容となっておりましたが、お質しのとおり、前倒しされまして1月30日をもって全ての汚泥の搬出が終了いたしましたところでございます。

この間、議員の皆様方はじめ、地元、環境を守る会の皆様方の真心からのさまざまのご理解、ご支援によって予定より早まったの完了になりましたこと、非常にありがたいこととございまして、この場をおかりして心から感謝を申し上げます次第でございます。

また、悪臭や精神的苦痛をこうむられた地元住民の皆様にとって、ようやく事故前の状態に戻る、いわゆるスタートラインに立ったなという思いもいたしておるところでございます。

なお、汚泥を保管しておりましたテントにつきましては、全て解体が完了をしまして、来る3月10日、町として搬出完了と撤去の現地確認をさせていただきことといたしておるところでございます。

また、残る仮設汚泥乾燥施設の撤去につきましては、新年度に入り作業が進められ、平成30年3月末を目途に解体・撤去作業が完了するとの説明を受けているところでございます。

私ども町としましては、今後とも、仮設汚泥乾燥施設の撤去をはじめ、県北浄化センター全体の安全安心が担保されるように十分注視、監視をしてみたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 片づけも進み、あの汚泥のところも更地になっていくと思うのですが、減容化の機械などあらゆるものが撤去され、更地になった後の利用についてはどのように考えていますか。地元の要望としては、二度と地元で迷惑をかけないということで、太陽光発電をしてもらおうよう県に要望してもらいたいと思いますが、町としてはどういう要望をしているか質問します。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

県北浄化センターの用地につきましては、汚泥保管テントの撤去も終わりました、更地になったところにつきましては町長から答弁があったとおりでございます。

福島県によりますと、民間の発電事業者から、敷地内、用地内での太陽光発電を行うために用地を貸してほしいという打診を受けていると、町としても聞いているところでございます。それに伴い、県におきましては、その受け皿となるべく条例の制定を今進めていると伺っているところでございます。

地元の皆さんの太陽光発電施設を設置してはという要望につきましては、撤去の終わった更地部分の有効利用が図られる観点から非常に好ましいことであると考えてございますので、土地所有者の県に対しまして、流域下水道に接続する構成市町として、これにつきましては異議はありませんという旨のお伝えをしているところでございます。

いずれにいたしましても、県と締結をしております環境保全協定が確実に守られた上で、何事も取り組まれることが非常に重要であると思っております。地元の環境を守る会の皆様、それから県とも十分連携をした上でその取り組みにつきましても見守ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） ただいまの答弁で太陽光もそういう働きかけをしていると。環境を守る会や地元としても、もう一歩進んで、もしもこの太陽光発電が設置されましたら、今まで迷惑をかけた分、防霜ファンや周囲 1.5 キロ以内の幼稚園や道の駅の 6 次化の農産物加工施設、あとは集会所など、そういう電力に使用できるかどうか、そういうものも働きかけられるかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

太陽光発電が始まって、その電気で近隣の防霜ファンの運転、その他の電気の供給に使えないかとお質してございますが、現在、町で聞いております太陽光パネルの設置の計画につきましては、民間の発電事業者の計画であるとお聞きをしております。したがって、民間の発電事業者ではその電気を売る、売電をすることが目的となります。そのことにより利益を生み出し、建設費用を回収しようという目的で設置されると聞いてございます。

そういったことを鑑みますと、地元への電気の供給につきましては非常に難しいのではないかと現在判断をしているところでございますが、本日現在、どこの業者がどういう計画でというところにつきましては、まだ町は詳しい計画の部分につきましては聞いてございませんので、そういったところも出そろった上で検討していくことが必要となろうかと思えます。現段階では民間発電事業者の売電ということとなりますので、その供給については難しいのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） ただいまの上下水道課長からの答弁ですが、私も環境を守る会の役員をやっているもので、少し腑に落ちないのは、あそこは県の所有地かと思うんですが、太陽光発電をやる場合は民間に貸してやると。そうすると、その売電分や賃借料がどこに入るんだかよくわからないのですが、そういうものも地元で迷惑かけた分や二度とかけないということ、それから反対側から流域下水道が入ってくるという趣旨もあるもので、そういうものも特段の努力をしてもらいたいと思えますが、どういう考えを持っているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） ただいまのいわゆる太陽光発電の売電の話、今いろいろご質問がありました。この件については輪郭がまだはっきりしていないんです。ですから、今、こうだからこうしてほしい、あるいはこうすべきという話は、私、何とも申し上げられないということがまず一つございます。

ただ、やはり一番のベースは環境を守る会なのです。今までいろいろやってきまして、環境を守る会でしっかりと要望するとか何か、いわゆる要望書でやっていく、あるいは私どももそれと連動しながらやっていくということ、やはり作業として、輪郭が決まればやっていく必要があるかなと私も思っておりますから、そこはまたその時点で十分ご協議申し上げて、今ここで、こうだ、こうだではなくて、先へ向いて、その時点で私自身も当然、守る会と連携することがベースですからしっかりと連携して、できるものはできる、できないものはできないということになりますけれども、そこは前向きに動いていきますので、ご理解を賜りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今後そういう問題に対処したときには地元の環境を守る会と協議して、なるべくいい方向に持って行ってもらいたいと思えます。

では3番の、ことしも全国的に雪の被害が起きています。幸いにしてこの国見町、福島県は豪雪地帯ではありませんが、毎年、国見町も道路の封鎖がありました。ことしも土木業者との連携により町道の除雪はスムーズになされておりますが、やはり町道に面さない道路の除雪は大変な重労働であります。特に高齢者や母子家庭などは大変な状況のようです。ことしは年3回なっていたと聞いておりますが、必ず2回か3回、こういう事態になります。

そういうことで、一般の災害と同じように、母子家庭で子どもたちが除雪をしたり、老人世帯などひとり住まいの方の、町道に面するまでの除雪に対して、弱者に対する除雪を町としても考えているかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

高齢者の除雪支援ということで申し上げます。

町では、高齢者福祉サービスにおけます軽度生活援助事業ということで、虚弱な高齢者の自立支援のために除雪の支援を行っているところでございます。対象者は在宅の65歳以上のひとり暮らし及び80歳以上の高齢者世帯でございまして、利用者は申請によりあらかじめ登録をしていただきます。

除雪の作業につきましては、シルバー人材センターに委託しておりまして、10センチ以上の積雪で実施をすることにしてございます。1回あたり2時間未満で、利用者につきましては費用の1割の負担となっておりますところでございます。

利用の状況でございますが、1月末の登録者で、ひとり暮らし7人、高齢者世帯2世帯でございまして、特にことしは雪が多い状況でございましたので、1月末までの費用につきましては昨年の約3倍の9万円ほどとなっております。

このほか、町としまして、いわゆる共助の仕組みということで、支援を要する高齢者を地域で支え助け合う仕組みづくりについて、現在、社会福祉協議会と地域包括支援センター、そして関係者の皆さんと検討を始めたところでございます。

これは、例えば買い物やごみ捨て、草むしりや除雪などを、地域において元気なお年寄りやボランティアが担い手となって助け合いの活動をする仕組みでございます。将来的には障害者や母子家庭などの弱者も対象にできるように活動を広めていきたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 町としては、老人世帯や高齢者に対する補助、そして対策は十分になっているんですが、ただ私が言いたいのは、やはり母子家庭もあるんですね。母子家庭も道路のそばなら自分の努力でやられるんですが、子どもたちがお母さんと除雪するというのは大変な作業だなと私思っているんですが、公助の面で仕組みづくりですか、町としても。町内会、あとはシルバーの人を頼むという仕組みをつくり、そしてここに住んでいて良かったという、子どもたちも、やっぱり国見は違うんだという思いになるように、町としてもやってほしいと思います。

国見町でも一般的には小坂の奥か、貝田も高速道路の上に行くともみんな避難して下に来ているもので、そういうところなるべく支障を来さないような仕組みづくりを町でもやると、またそういうものに対してどうやっていったらいいか質問します。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

母子家庭も含めた弱者の除雪の対策をどう考えているのかということですが、今の

ところ、そういった母子家庭に対する直接の支援はございません。ただいま申し上げましたように、共助の仕組みということで、地域で支え合えるような仕組みづくりを今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 今回は地震、水害、土砂災害への対応は町で全部していると思うんですが、豪雪地帯でもありませんので、そういう点では今後、特定の弱者に対してそういう仕組みづくりをして、やっぱり国見町は住み良い町だと、弱者に手を差し伸べて、皆さんが安心できる町かなと私は思っているんです。これは要望になりますが、今後、仕組みづくりをきちんと町としても検討してもらいたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6日月曜日は10時より議案調査会を行いますので、委員会室にご参集ください。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後1時42分）

第 3 日

平成29年第1回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年3月7日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 1号 その他の債権の放棄について
- 第 2 報告第 2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
- 第 3 議案第 1号 国見町課設置条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 4号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 5号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 6号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 7号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 8号 国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 9号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第12 議案第10号 訴えの提起について
- 第13 議案第11号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第7号）
- 第14 議案第12号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第13号 平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第14号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第15号 平成28年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第16号 平成28年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第17号 平成28年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第18号 平成28年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第21 施政方針に対する質問

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一 君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員局長 事務局局長	佐藤克成君	まちづくり 交流課長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第1号 その他の債権の放棄について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第1号「その他の債権の放棄について」の件を議題といたします。

本報告についての説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 報告第1号、その他の債権の放棄についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号は終わります。

◇ ◇ ◇

◇報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第2号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。教育次長。

教育次長（引地由則君） 報告第2号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、報告のみにとどめます。

◇ ◇ ◇

◇議案第1号 国見町課設置条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第1号「国見町課設置条例の一部を改正する条例」についての件を議題といたします。

本議案についての説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第1号、国見町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長にお尋ねします。

今回、業務縮小で課の廃止となるということなのですが、根本的に今までやってきたのとどのように変わって、課を廃止せざるを得なくなったのか、その点についてまずお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

先ほども理由の中でお話を申し上げましたが、事業量が格段に少なくなってきたということでごさいます、全く事業をやめるということではございませんで、規模を縮小するために課を廃止したいとするものでございませう。

以上、ご説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、今回の補正の中にもありますように、結局、今後やる予定になっておりました繰越明許も7億7200万円、あと新年度も多分予算をとっていると思います。

そして、今までの過程からいいますと、今までにできていなかった公園に埋め立てている除去土壌の排除とか、あるいは当然、今、仮置き場がある状態がいまだに続いている状況の中で、結局、まだまだ課は必要性が高いのではないかと感じるんですけども、今後の動きについてどう考えているか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） ご質問にお答えを申し上げます。

29年度の当初予算の審議はこれからになります、予算の中で議員ご指摘のとおり、仮置き場の管理ですとか、それから道路側溝の堆積物の除去、それから除去土壌等の運搬業務と予算を計上しておりますし、繰り越し事業の中でも、ただいまお話があったとおり7億円ほどの事業予算を組んでいるところでございませう。

ただ、今までの事業量からしますと、格段に業務事業量が下がってきたということで、課を廃止し一部業務を住民生活課で継続するというところで、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の総務課長の答弁で業務縮小ということで、縮小しても今までやっているものは全てできると。つまり、今までのような除染作業などの行動もできますよという考えだと思ひますが、町民からは、課を廃止するということは、もう除染はしないのではないですかというような、変な憶測が出てきてしまうのではないかと思ひております。

そうした中で、これは町長にお尋ねしたいと思ひますが、施政方針にあるとは思ひますが、今後の除染に対して、やはり課をなくしてでもこの町はこうい

除染ではなく、安心・安全なまちづくりはこういうふうにやっていくという考えがあるとは思っているので、その辺についてももう一度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からご答弁申し上げさせていただきたいと思います。

原発災害対策課の廃止に関連しての流れの質問と捉えてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

町長（太田久雄君） では、答弁させていただきますけれども、私が町長に就任しまして、平成25年に原発災害対策室から原発災害対策課に格上げをして、これまで鋭意、大震災からの復旧・復興、全方位でやってきたことは議員の皆様方も十分ご承知かなと思っております。

そういった中で、特に除染ですよ。住宅除染は最大の課題でございました。これにつきまして鋭意進めまして、計画からいきますと半年前倒しで住宅除染を終了することができました。さらに、一般質問でも出ましたけれども、県北浄化センターの問題につきましても1月30日に汚泥の全量搬出をできたところでございまして、これも2カ月ほど前に終了したという状況になっておるものと考えております。それから、役場庁舎も皆さんのご指導をいただいて、こういった新しいところで議会もできるという状況になったところでございます。

ただ、今後どうするんだという議論は当然残るかと思えます。それは、除染の問題ですと、住宅除染は終了しましたが道路除染は当然残っていますし、あるいはため池の除染なども当然残っています。これらについては、鋭意しっかりと対応するというところでありますが、どちらかというところ、いわゆる作業から管理に移行しているというのが、除染を含めた全体の状況かなと考えております。

予算を見ていまして、実は私、就任した年が76億円、次の年が130億円、その次が112億円、去年が92億円の当初予算、ことしは56億円であります。その中でほとんど五、六十億円が、実は復旧・復興、特に除染を中心とした予算でありました。来年度はご案内のように56億円の予算ということで、今、お願いをいたしております。

その中で、除染的な部分については4億円程度になっておりますので、業務量等々を十分に考慮しながら、課から前にあった室に戻してもいいのではないかという判断が働いて今回の課の廃止となりました。廃止しますけれども、何もやらないということではないですからね。室としてしっかり残し、職員はしっかりつきますから、そこは誤解のないようお願いしたいということでございます。課はなくなりますけれども、課を室ということでしっかりと対応していくということでございます。

やはり行政の流れの中で、やはり業務量がどんどん減りますよと、あと近隣市町村、実は隣の町ではもう2年前には課の廃止等々、さまざまな状況を勘案しながら今回の判断になったということで、ご理解を賜りたいと思っております。

ただ、やることはやります。当然、特に環境を守る会で述べていますのは、浄化センターの汚泥は搬出されたけれども、前に戻すことをしっかりやれよと言っています。

ですから、この除染の問題も含めて原発全体の問題、平成23年3月11日の前の状態に戻すことに私はこれからも全精力をかけていきます。ただ、課が室になったと、確かに町民の人は「室になっちゃったの」と思っているかもしれませんが、何もやらないわけではなくて、やることはしっかりやって前に戻すことをやります。

結論的に、町民の安全・安心をしっかり担保するという意識を持って、全職員を挙げてこれからもこの震災の復旧・復興を鋭意対応していきたいと思っておりますので、この件については十分ご理解を賜りたいということをお願いをいたしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第2号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。



◇議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第3号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） それでは、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。



◇議案第4号 国見町税条例等の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第4号「国見町税条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 議案第4号、国見町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第5号 国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第5号「国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第5号、国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第6号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第6号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第6号、国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第7号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第7号「国見町介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第7号、国見町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第8号 国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第8号「国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第8号、国見町水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第9号 公の施設の指定管理者の指定について

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第9号「公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 議案第9号、公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第10号 訴えの提起について

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第10号「訴えの提起について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 議案第10号、訴えの提起についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 企画情報課長にお聞きいたします。

今回の訴えによる違約金の金額はどのくらいになるか、まずお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

違約金につきましては、契約書におきまして土地分譲代金の20%と規定をされてございます。今回につきましては、175万円ほどとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 175万円ほどの違約金ということなのですけれども、今回の裁判

を行う場合に、裁判費用はどのくらいかかる予定なのかについてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

後で出てきますが、一般会計の補正予算においてもお願いをしてございますが、四十数万円ほどということで計上をさせていただいてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） では最後に、今回は175万円に対して40万円の裁判費用をかけてから取るということなので、当然、勝たなくてはいけない、勝つべき裁判だと思います。

そこで、前に聞いたときに、平成18年にその契約を結んだ後に、平成20年にある程度の相談はあったというお話を聞いているんですけども、その後、今、平成29年ですから、約9年の間に、175万円の違約金をもらうために40万円をかけるよりも、新規の購入者を探すべきではなかったのか。それをあえて裁判にしなくてはならなかった根本的な理由をお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

当該の契約につきましては、平成18年に契約をいたしまして、平成20年7月に契約について解除したい相談の手紙がまいりました。その時点で、後日の相談ということでありましたので、それをお待ちをしていたということですが、一向に連絡がないということでご本人への連絡を試みましたが、その後住所がわからない状態になってございました。

私どもでは、まずは土地を購入していただけるかどうかが一番肝心なところということで住所先を探して、今回、昨年になります。事情等の説明を求めたのですが、それにもお答えがいただけないということで、契約の解除通知を行いました。この契約の解除通知に基づいて、今回違約金について訴えを提起するものでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前11時00分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

◇議案第11号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第7号）

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第11号「平成28年度国見町一般会計補正予算（第7号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第11号、平成28年度国見町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今の説明の中で9ページですか、農業ビジネス訓練所整備事業債は、具体的にどういう訓練所を作るのでしょうか。また、具体的に町内の人なのか、また町外からの人の訓練所にするのか、そういう点。これは初めての事業だと思いますが、どういう効果を狙っているのか説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 村上議員の質問にお答えをいたします。

農業ビジネス訓練所の関係に対するお質してございますが、補正予算書の38ページ、農業振興費の中で、予算につきましてはお願いをしております。まず、この事業の目的でございますが、町の基幹産業でございます農業の担い手の育成の部分と、主要農作物でございます水稻、果樹に次ぐ、野菜の多品種栽培等による園芸作物の振興を図って、稼げる農業のビジネスモデルとしたいということで、その2つの機能を持たせた訓練施設を整備をしたいというものでございます。

具体的に申し上げますと、農業の担い手の育成の関係にあっては、町内外の青年層の方と会社を退職されて農業をやりたい方、U I Jターンで就農したい方々を対象にしまして、就農を希望する方々を対象に農業経営の実践者の方などを講師として、農業に取り組む基礎から研修を行っていききたいということでございます。

それと、もう1点、園芸作物の関係、野菜の栽培の関係につきましては、町の気候風土に合った施設栽培であったり、露地栽培で多品目の野菜などを生産をしまして、道の駅等で顔の見える販売等を通じまして、できれば最終的にはその野菜のブランド

化を図って、国見町の農業の振興につなげていきたいという中身で考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今の説明でこれは起爆剤になる、あと、道の駅の販売にもつなげると大変良いことだなと思います。ただ、町外の人が入ってきてやる場合、町内でも町外でもですが、正直なところ、農地の取得だの、農地を使う場合の特例措置がまだあり、どういう形で町外の人々の参入を認めるのか、そういう点がわかれば。学校だから大丈夫なのか、または野菜栽培するのでも、そういう学校の方式でやれば大丈夫なのか。あと、ここに住んで農業をやるとなれば、農業委員の枠内の規定があると思うんですが、その点はどういう形でやるのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

この訓練所の整備につきましては、基本的に町内で農業をこれから開始をしたい、就農したい、スキルアップしたい方々を対象に研修所を開設したいとするものでございまして、町外の人々がそこで勉強したい場合にどうするのかということでございますが、それは施設の受け入れ体制等の問題で、当然町民の方を優先せざるを得ないとは考えてございます。

それとこの施設につきましては、現在、町で設置をして運営を当面していきたいということでございますけれども、実証圃場的な部分もございまして、町が率先してこの農場を経営をして利益を上げるものではございません。基本的に試験販売などもして、そういうのを契機に、町内全域の農業生産者の皆様にそういう栽培方法でありますとか、技術とかを継承していければという考えで整備をしたいとするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） 23ページの農業ビジネス訓練所整備事業債について、私もお尋ねいたします。

12月の議会の際に、この件について説明をいただいております。そのときに地方創生、あるいは定住化の促進も、その目的の中に含まれているというお話がございました。それで、Uターン、Iターン、Jターン、首都圏からの移住者といった希望者がいた場合、その方たちへの住宅の提供というところまでお考えがあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今ほどお質しのありましたように、地方創生の事業として取り組むことになってございます。その地方創生の中で、一番大事なのが人口減少にいかに対応していくかに

なりますので、外からの若い方を含めた移住者の獲得が大変重要になってございます。そういう意味では、農業をやりたいと希望する人たちに対して農業については、まずやっぱり技術的なところが大変重要になるというところがありますので、そちらはビジネス訓練所でやっていこうと。

もう一つ、ここに住んで生活をするにもなりますので、そちらの部分については空き家の利活用も検討しながらいきたいと考えてございました。一般質問でもお答えをしておりますように、国・県の空き家の改修等に係ります施策もさまざま出てございますので、それらと連携をしながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 総務課長でよろしいのでしょうか。繰越明許費についてお尋ねします。

25件、14億5000万円ほどが繰越明許費で上がりました。事業の内容はいろいろあると思うんですけども、この25件、14億5000万円が繰越明許になったということは、いわゆる執行しなければならない立場の皆さんですけども、どういった評価で見たらよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 浅野議員のご質問にお答えを申し上げます。

25件の繰越明許の件でございます。事業を計画しておりまして、国の補助をなるべく使いたいと考えてございました。その中で、国の2次補正等、年度末ぎりぎりに補助指令が出るものもございます。そういったものも含めまして、国・県の補助も入れて、年度末でございまして、年度内に完成できないということから財源を付して、次年度に繰り越しをして、この事業に取り組んでいくということでの繰越明許の内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 金額の点で見れば、いわゆる放射能をなくすための除染対策が金額的に大きく、一番大変な事業が残っているということなのですけども、そのことに絞った場合にはどんな形になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） お答えいたします。

今回、繰越明許で補正をお願いしてございますが、道路除染につきましては、交通事故の防止や作業員の安全確保の対策などが必要となるとともに、天候にも左右されます。今回繰り越しをお願いしているものにつきましては、8月に契約したものでございますが、若干事業が残るということをお願いしたものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 繰越明許費のことについてお尋ねしたいと思います。

7ページになります。

これは、まちづくり交流課の所管になると思うんですけれども、2の道の駅国見の広告宣伝ということで、470万円の広告費を繰り越してやるということなのですが、これは5月3日のグランドオープンに向けての広告として考えていらっしゃるのか。オープンをして、やはり持続的に当然広告はしていかななくてはならないということのための広告費と考えているのか、その点について、総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 渡辺議員のご質問にお答えを申し上げます。

ここの繰越明許の道の駅国見の広告宣伝の部分でございます。これはグランドオープンに向けて適宜時期を見ながら、いろいろな広告を打っていくということでの費用の計上でございます。なお、オープン後の部分につきましても、当初予算の中で、そのPRも含めまして予算の計上はさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 10ページ、担当課長は建設課長になると思うんですけれども、説明は総務課長なので、答弁は総務課長でも建設課長でも結構でございます。

町道116号線の整備事業債が2110万円で予定したのが、実際は730万円が上がったと。3分の1で上がったというのは、事業が縮小したとか何か要因があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

平成28年度の当初予算の時点では、国に対して社会資本整備総合交付金事業の要望を、それ相応の金額を上げてございましたが、その内示額が全体の約3割程度になったということでございます。

先ほど、総務課長からも説明がありましたが、町道5号とか町道2138号についてはお金が間に合わないの、そっちについては廃止をしたと。道の駅関連事業であります町道116号線については、何としても仕上げなければならないということで、こちらを優先的にやりました。本来であれば、道の駅の脇の道路の改良並びに舗装、そして、さらには道路を越えて町側の用地費とか補償費にも回していきかけたんですけれども、実際、その内示が低くて、工事費もぎりぎりの分しか間に合わなかったということでございますので、当初計画していた起債額が約3分の1程度になったということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） もう1件、21ページの収入の面で総務課長にお尋ねします。

財政基金からの繰り入れ2億3900万円を使わないで済んだと、非常に素晴らしい執行だなと思います。それでも調整が滞りなく予定どおりできたというのは、素晴らしいことなのですが、結果的に年度末になれば、財政調整積立金の残高は幾らになるのでしょうか。おおよその数字でも結構でございます。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

財政調整基金の年度末の残高は幾らになるのかということでございますが、約8億5000万円ほどが残ることになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第12号 平成28年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第14、議案第12号「平成28年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第12号、平成28年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第13号 平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第15、議案第13号「平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第13号、平成28年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第14号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議長(東海林一樹君) 日程第16、議案第14号「平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第14号、平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第14号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 午後1時まで休議いたします。

(午前11時55分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

◇議案第15号 平成28年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長(東海林一樹君) 日程第17、議案第15号「平成28年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第15号、平成28年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第16号 平成28年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第18、議案第16号「平成28年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 議案第16号についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第17号 平成28年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第19、議案第17号「平成28年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第17号、平成28年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第18号 平成28年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第20、議案第18号「平成28年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第18号、平成28年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇施政方針に対する質問

議長（東海林一樹君） 日程第21、町長の「施政方針に対する質問」については、期限までに申し出がありませんでしたので、なしといたします。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは午前10時より議案調査会を委員会室で開催いたします。

これで本日の会議を閉じます。

なお、午後1時30分より委員会室で議員懇談会を開催いたします。総務課、企画情報課、上下水道課より説明がありますので、関係課長はよろしくお願いをいたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

（午後1時19分）

第 4 日

平成29年第1回国見町議会定例会議事日程（第4号）

平成29年3月16日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第19号 平成29年度国見町一般会計予算
- 第 2 議案第20号 平成29年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第 3 議案第21号 平成29年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第 4 議案第22号 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計予算
- 第 5 議案第23号 平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第24号 平成29年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第25号 平成29年度国見町介護保険特別会計予算
- 第 8 議案第26号 平成29年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第 9 議案第27号 平成29年度国見町渇水対策施設特別会計予算
- 第10 議案第28号 平成29年度国見町水道事業会計予算
- 第11 常任委員長報告
 - 陳情第15号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

（追加日程）

- 第12 同意第 1号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第13 発議第 1号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第14 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 第15 議員の派遣について
- 第16 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐藤克成君	まちづくり 交 流 課 長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇議案第19号 平成29年度国見町一般会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第19号「平成29年度国見町一般会計予算」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第19号、平成29年度国見町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。

本議案に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って、最後に全体的な質疑をいたします。

なお、質疑にあたっては、議席番号及び質疑事項のページ、答弁者を告げて、1件ずつ質疑されるようお願いをいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、歳入関係の質疑は終わります。

なお、先ほども申し上げましたとおり、最後に歳入歳出全般にわたっての質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1款議会費、2款総務費について質疑ありませんか。35ページから55ページです。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 総務課長にお尋ねします。

ページ数は41ページになります。

2款総務費、1項総務管理費における5目財産管理費で、個別の主要施策の概要にもありますように、庁舎の維持管理事業の中で今年度の予算につきましては前年度比264万4000円の減額と考えるおられますけれども、この下げる理由をまずお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 渡辺議員のご質問にお答えを申し上げます。

庁舎の維持管理経費の部分でございます。

庁舎が完成をしまして、27年度、28年度とその管理を行ってきたところでございますが、その管理経費についても平準化されてきたということでございまして、28年度を見ますと大体年間の使用量がわかってきたということで、それを見積もりで計上させていただきました。その差額が下がった部分かなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、経費自体は下がってきたということで大変よろしいとは思いますが、年間この庁舎の燃料費というか、日数はどのくらいの日数で計算をされているかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） その燃料費算出の年間の稼働日数というお質しでございますけれども、申し訳ございません、手許に資料がないので日数についてはお答えできないところでございますけれども、あくまでも前々年度、前年度、今年度28年度の実績に基づいて計上をさせていただいたとご理解をいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 資料がないということでは、そこはいいとして。

実は先日、日曜日です。消防の初午でこちらにお邪魔したんですけれども、実は庁舎がそのときは暖房が入っていなかったため、町民の方が大変寒い思いをしている状況があったと。

となれば、今言ったように日曜日はもう燃料は入れていないのではないかなと自分たちは判断したわけだったんですけれども、そうした場合に、町民が来ることはめったにないと思うんですけれども、あわせてそのときに日曜出勤で職員の方も出勤していました。そのときにやっぱり燃料費はかかるかもしれませんけれども、残業というか出勤手当という形になると思うんですけれども、あの状態での職務でははっきり言って業務自体に時間がかかり、パソコンを打つにしてもペンを持つにしても相当の寒さがあったのではないかと感じております。

そうした場合に、業務に逆に支障を来すような感じになってしまうのではないかと感じました。となれば、やはり燃料費は当然かかりますけれども、事業の効率を上げるという意味合いからすれば、燃料はかかっても逆に仕事効率を上げるべきではないかと一瞬感じたんですけれども、そういうことに関してはどういう考えをお持ちなのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

基本的に休日につきましては冷暖房を切っております。休日出勤の職員の対応につきましては、それぞれ局所的に暖房ができるように電気ストーブを配置しております。それを使って出勤した職員については業務をしてもらうことになってござい

す。

ただ、休日で、例えば大勢の方が集まるような場合につきましては、事前に連絡をいただければ全庁の暖房、冷房も稼働することになってございますので、その連絡調整がうまくなかったところがあったのかもしれませんが。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） 46ページです。13節の委託料の中で、ふるさと納税業務委託について、ふるさと納税は大体4000万円入ったという説明でしたが、業務委託をして、実際は7割近くがこの業務委託のところで出ているのですが、実際に町として使用できる金額がわかれば教えてください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

納税額のどれぐらいが町で使えるのかというご質問でございます。

基本的に寄附をいただきました約半額につきまして返礼品ということでお返しをします。さらに、1割についてその取扱業者の手数料を考慮でございます。さらに、その1割につきましてはお返しをお送りするときの郵送料に充てることになってございまして、残りの約3割が町に残ることになります。その部分につきましてはふるさと振興基金に積み立てをしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に3款民生費について質疑ありませんか。55ページから69ページです。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 64ページ、民生費の2日常設保育所施設費について伺います。

嘱託職員の数が22名となっておりますが、現在、全国で保育所の職員の不足が問題になっておりますが、本町の確保状況について伺います。

また、22名の嘱託職員は全員が保育士の資格は所持しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

嘱託員22名を29年度予算に計上しております。全国的に本当に不足している中で、29年度の常勤、パートの保育士については今のところ希望する人数は確保しておりません。ただ、安全・安心な保育をするためには規定の人数を確保して事業を展開していかなければならないと思っております。引き続き、今後も保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、資格につきましては、保育士の免許を持っている職員を採用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 現在22名のうち、まだ確保されていないという状況を伺いましたが、これは施設運営については問題はないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えします。

現在、66名の児童が入所する予定です。現在の保育士で運営はできる状況にはなっておりますが、余裕を持った事業展開をするにはこの22名を必ず確保したいと考えております。安全・安心な保育をする上では必要な人数と考えておりますので、引き続き募集はしていくようにしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、4衛生費について質疑ありませんか。

69ページから75ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、5労働費について質疑ありませんか。

75ページから76ページです。

ございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、6農林水産業費について質疑ありませんか。

76ページから86ページです。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねいたします。

ページ数は81ページになります。

その中で6款農林水産業費、1項の農業費における1目新規就農者支援事業で、まずその内容につきまして、青年就農給付金として150万円掛ける2名ということなのですが、その青年というのは年齢層はどこになっているのかその辺についてまずお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

80ページの負担金及び補助金の、新規就農ステップアップ支援事業という名称の補助金になってございますが、国の制度でございます青年就農給付金の支援事業で、150万円掛ける2名分で積算をしております。こちらの対象年齢につきましては45歳未満になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） これは国の施策だということはわかりますけれども、その45歳と

いうことは国からの施策だとは思いますが、60歳で定年退職をしてこちらに戻ってきて農業をしたいということで、60歳を過ぎて農業を始めたいという就農者がいらっしゃると思うんです。そういう人でもいろんな部分で給付金を求めるというか、これからのこの町の農業を支えていく土台にもなるかと思えます。そうした場合に60歳以上の、つまり45歳以上の方に対する町としての独自の考え方があるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

この青年就農給付金の支援事業につきましては、若年層の方、やはり生活が不安定でご家族も子どもさんも含めて扶養親族等もいらっしゃる。そうしますと、なかなか生活が安定しないということで、この150万円については就農に専念するために生活費として国から支給をされる制度でございます。

それで、町としましては、それと似たように制度で貸付金という形で21節、経営開始支援資金で、こちらも年齢的には40歳未満の方ということで対応してございます。

それで、お質しの定年後の就農者に関する支援でございますが、定年を迎えられて第2の職業として農業を選択される方、国見町にも多数いらっしゃいます。それで、現在町単独でその支援をする制度はございませんけれども、社会で一定程度成功されて定年をされて第2の職業として選択されるという部分もございますので、生活的には比較的安定をされた方、青年層とはまた、やはり生活のレベルは若干違うのかなという部分はあろうかと思えます。

それと、60歳でも40歳でも同様でございますけれども、これから就農をして農業で生計を立てていきたい方につきましては、今後5年間の就農計画を作成しまして町で認定をします認定農業者の制度もございます。

それと、人・農地プランの担い手に手を挙げていただくことによりまして、さまざまな国・県・町のそれぞれの支援の制度が受けられることになってございますので、そのような制度をまずお勧めすることになろうかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） では、別な質問ですけれどもよろしいですか。続きではないので。

実は、それと同じページなのですけれども、米の付加価値向上事業ということで、今後、くにみ米というブランド米を立ち上げたいとお話をいただきました。そして、その中で国見町としてモニターの試食会と、今後の意味合いとして、くにみ米を独立した感じの米に作っていききたいということなのですけれども、その線で、このくにみ米を作る上で、いろんな米がある中でこのくにみ米をPRするのは、やはり町民も含めて皆さんがこの米はおいしいというふうにならなければいけないと思えますけれども、そうした場合に、こちらに試食米と出ていますけれども、これは町民の皆さんが

全て試食をする計算をしているのか、その点についての予算なのかをお伺いします。
議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

くにみ米につきましては、町の主要生産物でございます米に付加価値をつけまして国見ブランドとして生産、販売を展開していきたいという事業でございます。国見ブランドということでございますので、当然町民の方が味も含めてその内容を理解していただいて、町、町民全体でPRをしていくことが必要なのかなとは考えてございます。

それで、こちらに計上しておりますその米の付加価値向上事業の補助金の部分でのPRにつきましては、主として首都圏等でのPR事業を想定して計上してございます。

それはなぜかと申しますと、風評対策も含めまして県等の補助金で対応したいということで、それらについては福島県内の事業は該当しないということでございます。ただ先ほど申し上げましたように、町民の方が味も知らないではPRできないということでございますので、米消費拡大の予算などを活用しまして、例えば道の駅での試食販売のPRですとか各種町のイベント、産業祭なんかも開催してございますけれども、そういう中で試食会も想定はしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

2番村上 一君。

2番（村上 一君） ただいまの渡辺議員の質問なのですけれども、その中でやはり国見町のブランド米を生産するということで、品種的にコシヒカリ、天のつぶということなのですけれども、その品種にこだわらなく、今までいろんな品種があるのですけれども、その中でうまい米ということで、前にも農林21号なんてあったのですけれども、そういう掘り起こしをして、やはりうまい米ということで国見のブランド米としてやっていったほうがいいと思います。その点の考えはないか質問いたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

まず、そのくにみ米につきましては、29年産米につきましては主力品種でございますコシヒカリと天のつぶの2種類について特別栽培の手法を用いて、それと食味計等を用いて、数値なども含めて見える化をして消費者の方にアピールしていきたいということでございます。

議員お質しの米の品種、さまざまなのがございまして。それで、農林21号という品種もございました。ただ、その作付などの手間とか、例えば農林21号ですと冷害に非常に弱い。作付にも手間がかかるということで、そういう流れの中で品種はいろいろ変化してきているものでございます。

ただし、議員ご提案の農林21号、現在種がないという話も伺ってはございますけれども、そういう部分も含めて国見の気候、風土に合った品種などもゆくゆくは採用してくにみ米としてブランド化にしていければとは考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に移りたいと思います。

次に、7款商工費について質疑ありませんか。86ページから90ページです。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） まちづくり交流課長にお伺いいたします。

予算書87ページの2目商工振興費、13節委託料の風評対策事業の応援団ツアー446万4000円、くにみしゅらん事業255万円と、首都圏の女性を対象とした県の補助金で実施している事業がありますが、この事業に対し町民の方たちからは批判的な声も少なくありません。事業の目的や民間で使う言葉に投資対効果という言葉がありますが、事業の効果が得られているのか不透明さを感じます。2つの事業の目的、効果、実績をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 1番松浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、計上いたしました風評対策事業、あるいはくにみしゅらんの事業の目的でございますが、まず風評被害対策事業、これは女性応援団ツアーでございます。これまで25年度から継続して実施をしてきたものでございますけれども、この目的は、風評対策の一語に尽きるものでございます。

女性に限定をしておりますのは、家庭の消費の決定権を握っていらっしゃる方々は女性であるというところ。そしてまた、この事業の補助金の交付要綱の中に、県外の方々を福島に呼び込んで実施をするという条件がございますので、まずは、その大消費地である首都圏の女性をターゲットにして実施をしてきたところでございます。

この目的は、繰り返しますが福島県の農林水産物の風評被害対策に充てるという目的がございます。

また、もう一方のくにみしゅらんでございますが、こちらは平成27年度にうつくしまふくしまデスティネーションキャンペーンという、福島県とJR東日本が共催で実施をした事業の際に福島県全域を観光のステージにして、よそからお客様をお呼びして福島の良いところを発信しましょうという大きな目的がございます。

これも、町としても農業と観光を結びつけた新たな国見型の事業ができないかといろいろと模索をしました結果、くにみしゅらんという事業を町独自で考えて実施をしてきたものでございますが、こちらは農業、そして農業の体験を通して観光的な意味合いも持たせる事業でございました。そしてまた、国見の生活文化についても体験をしていただくという意味合いを込めた事業構成としたところでございます。

目的は、これもやはり観光的な風評対策というのもございましたけれども、国見型の事業の展開の中ではやはり農業の風評対策という意味合いもかなり強うございました。

効果でございますけれども、まず風評対策の応援団ツアーの件でございますけれど

も、こちらで申し上げますと、まず25年に100名の女性を国見町に招聘をいたしました。そして、翌年以降も七、八十人の女性を国見にお招きをして先ほど申し上げたような事業、農業体験、モモ狩りであったりあんぼ柿づくり体験であったり、そういった体験を通して国見の農産物のおいしさであったり、すばらしさであったりを発信をしたところでございます。

また、リピーターもかなりいらっしゃいまして、毎年とはなかなかいきませんが、1年置きにこの事業に参加をされる方もいらっしゃいましたし、また、1度参加をされた女性が口コミでお友達を誘っておいでになる、あるいはお友達を紹介し、お友達だけで来るといった効果もございました。

また、受け入れる側の町側といたしましても、お客様が女性でございましたので、国見町の女性、例えば商工会の女性部の方々であったり、農家のお母さん方であったり、そういった方々をホステス役をお願いをいたしまして、交流会等も実施をしてきたところでございます。

国見の食をふんだんに味わってもらうパーティーをしながら、農業の大変さであったり、逆にそのすばらしさであったりを国見の女性たちから直接その参加者にお話をさせていただくということも実施をしてきたところでございます。

中でも、事業ごとにアンケートをとっておりますが、そのアンケートを見ますと、応援団ツアーにしてもくにみしゅらんにしても、中には、例えば空き家があればちょっと土日、気候の良いときに国見に来て住んでみたいという方々もおいでになりましたし、あとは国見の農産物を気に入っていただいて直接注文販売に結びついた例もございます。それぞれ、その歩みは一步一步ではございますけれども、効果は間違いなく上がっているものと思っておりますし、この女性100人ツアー等の事業がやがて東京くにみ会の基盤になったとも考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） ただいまの課長のお話で、今まで不透明な部分が見えてきました。

ただ、この補助金は県外の女性に対してということです。例えば、国見町は岐阜県池田町とかニセコ町とか交流などの協定を締結している町があります。そういうところの住民の方たちにもこの国見町の風評被害のことなどいろいろ理解していただく意味合いも兼ねて、交流連携という観点から、そういう町の住民の方たちとの交流はこの応援団ツアーとして考えてはおられませんか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

まず、ニセコ町であったり岐阜の池田町であったり、これまで国見町が協定を結んでいる、あるいは友好的におつき合いをさせていただいている自治体と、この風評対策の事業として取り組めないかということでございますけれども、基本的には除外する理由はございません。事業メニューとして考えることも可能であろうと考えております。

ただ、これまで我々がやってきたのは、どちらかという大消費地である首都圏をターゲットにしてきたところでございます。今ご指摘のあった自治体との物や人の交流は当然この事業にも合致はするものだと考えてはおりますが、詳細についてはもう少し検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 1番松浦議員のご質問について、企画情報課の所管の部分で答えをさせていただきたいと思っております。

今ほどご質問のありましたように、交流協定を結んでおります池田町、あるいは災害時の防災協定を結んでおりますニセコ町、池田町、岩手県の平泉町と、国見町と関係のある、あるいはこれまで物、人を通じて交流をしてきた市町村がございます。町では、地域間交流の事業ということで位置づけて今まで取り組んできてございますが、特に池田町とはさまざまな連携を通じた交流をやっていこうということで協定を締結をしてございます。

池田町、ニセコ町、平泉町とも今までの、いわゆる行政を中心とした交流のみならず、これからは、例えば文化的なものであったりとか、あるいは人の交流であったりとか、町内会あるいは自治会、あるいは観光での部分であったり、いわゆる民間レベルでの交流を追求していきたいと考えてございます。

29年度の事業におきましては、地域間交流連携支援プロジェクト事業で企画費に予算を計上させていただいてございますが、歴史、伝統、文化、スポーツ等の相互交流を目的に交流のある町から国見町を訪れるといった場合について、宿泊費等の経費の助成を考えているところでございます。

なお、これらの事業につきましての詳細につきましては、今後、中身の組み立てについては検討していきたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） ただいま企画情報課長より大変うれしい答弁をいただきました。役所、議会の交流もこれはもちろん大切ですが、住民同士の交流は大変裾野が広がる交流だと思います。今後、期待させていただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 答弁はよろしいですね。

1番（松浦和子君） はい。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 88ページの上の段、特産品開発等支援事業80万円とありますが、これについて具体的な説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

特産品開発等支援事業についてでございますが、こちらの事業は町単独の補助事業でございます。農家の方々であったり商工業者であったり、町の農産物等を活用した6次化に取り組もうと考えていらっしゃる方々への補助事業でございます。上限が40万円でございますが、今回計上させていただいたのは2品目分の予算でございます。

実際に、単なる試験的な、あるいは試作的な段階のものへの補助ではなくて、商品化まで踏み込んだ事業に取り組もうと、あるいは取り組んでいる方々への事業でございますが、原料代であったり、あるいは講師の謝礼代であったり、あるいはさまざまな知見を持っていらっしゃる事業所等との連携に要する費用、あるいは商品化に向けたネーミングやラベリングといったデザイン料等も含めた幅広いところでの6次化に向けた商品化への取り組みに対する補助事業でございますが、平成23年度でございますでしょうか、そのあたりから独自に町として交付要綱を制定し予算化を図ってきたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） その80万円が2品目ということですが、もう少し具体的に説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

実際にこの2品目が何なのかというところはまだ決まっておりません。29年度にそういった方々がいらっしゃるのであれば、この事業の交付要綱に合致しているのであれば交付をしたいというところでの予算計上でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） つまり、80万円の2品目というと1品目当たり40万円になるわけですが、例えば、開発にどのくらいとかPRにどのくらいとか、大まかなところでの説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

80万円の半分でございます40万円でございますが、まずこの40万円もマックスが40万円でございますが、その40万円も大体20万円、20万円程度に分かれるものでございます。

まず、最初の20万円は企画、どういった6次化商品を企画しようかという調査費等、あるいはそのアドバイザーへの経費等に大体用いるものであろうと考えておりますし、残りの20万円につきましては実際に企画からもう一步踏み出した、商品化に向けた、先ほども申し上げましたけれども、ネーミングであったりラベリングであったり、あるいは容器の形状であったり、そういった試作段階の商品を実際に製造するところまで踏み込んだ部分での20万円とお考えいただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） まちづくり交流課長にお尋ねします。

ページ数は90ページだと思うんですけども、主要施策の概要によりますと、19節における負担金及び補助交付金500万円の中で経営アドバイザー、生産基盤強化、道の駅の連携支援ということになっております。この経営アドバイザーの中身についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

90ページの補助金のまちづくり会社支援事業500万円につきましては、まず、まちづくり会社が指定管理を受けて運営をいたします道の駅の健全な経営のアドバイスをいただくということで、一応町としても計上したといったところでございます。経営支援といった意味合いでの計上をさせていただいたところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今言ったように、今後できる道の駅というのは、やっぱり運営は今までと違う、町でやるわけではなくて会社なものですから当然利益を追求するべきだと思っております。そうした場合に、作るだけでなく利益を出すための経営アドバイザーという方はこちらの中には含まれているのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

当然、この支援事業の中のアドバイスをいただく方々でございますけれども、これは物をただ売るだけのためのアドバイザーではございません。まずは、その生産基盤に関しての指導のほか、出荷組合員へのきちんとした指導等、あるいは出荷組合員のみならず国見の農業をやっている方々へ向けた生産基盤の確立、拡充といったアドバイスもいただきたいと思いますし、道の駅での売れる農産物は一体どういったものなのかといったことを、出荷組合だけではなくて国見の農家の方々を広く対象にした、例えば講習会等の開催等も含めて実施をしていただければなという思いがございます。

単なる道の駅の営業、運営だけではなくて、町の全体的な農業の生産基盤、あるいは育成等の底上げも含めてお願いをしたいと考えたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） なければ、11時15分まで休議いたします。

(午前 11 時 02 分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 次に、8 款土木費に移ります。質疑ありませんか。90 ページから 97 ページです。

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

議長（東海林一樹君） なければ、次に、9 款消防費について質疑ありませんか。97 ページから 104 ページです。

質疑ありませんか。

村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 住民生活課長にお尋ねします。

100 ページの防火水槽の予算ですが、前は防火水槽を 2 基ずつ設置する予算があったんですが、今は防火水槽 1 基ずつの予算になっています。防火水槽の要望は随分強いのですが、これは消防が管轄しているということで、なかなか地元の要請があっても地下防火水槽はできないと。これは予算がなければできないんですが、これからは 2 基ずつやるような予算はつけられるのかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 6 番村上正勝議員のご質問にお答えいたします。

防火水槽の設置工事で、2 基という話ではあるんですが、以前ですと防火水槽は 2 基ずつ設置できていたと思います。ただ、その後、特に震災以降、ほかの工事でもそうなのですけれども、資材単価や労賃が上がったということで、前と同じ金額で防火水槽はできない状況になっておりました。そういうことも含めまして、ここ何年か防火水槽については 1 基での工事、あるいは予算となっています。

特に、防火水槽を新たに造る場合については、上があいているオープン式の防火水槽ではなくて、維持管理等々も含めて地下式の防火水槽になっているということもありますので、工事費そのものも前よりは高くなっているということもございますので、現在のところ毎年 1 基ずつという形になるかと思えます。

なお、防火水槽を設置する際には、それぞれの消防水利を管轄する消防団で状況を確認し、地元の方ともお話をしながら、消防団としてそれぞれ各分団から要望が上がってきてまいりますので、複数上がっているものについては消防団の幹部会議の中で十分協議をさせていただいて、その年度の設置箇所を決定させていただいているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 6 番村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 今の説明で1基ずつだと。それで、今現在、元の防火用水はあるんですが、ごみなどが入って、実際の火事のとときに果たしてその水を使えるのかどうかとなると疑問なところあるんです。せめて重要なところの水槽の上にふたをする考えはあるかどうかわからないけれども、このふただったらそんなに金はかからないと思うんですが、もしもふたをすればどれぐらいの経費がかかるのか質問します。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） ご質問は、現在ある防火水槽の、1つは維持管理になりますよね。使えるのかどうかということで。

震災以降、除染関係についても防火水槽、震災前に年に1回泥上げなどの管理していた防火水槽については、それぞれ管轄する消防団から報告をいただき除染をしたわけです。それ以降については、その防火水槽については、消防団の各分団で年に1回の維持管理等を含めてやっている状況になっています。

今お話があったオープン式で、例えば落ち葉が入るとか、防火水槽にかかっている柿の木の柿が落ちてくるとか、そういうのもお話は聞いております。その辺についても地元の消防団で管理してもらえるように、あるいは支障となる柿の木などがあれば、その所有者とも十分話をして適正な管理をしていただきたいということで、我々としてはお願いはしております。

実際、ふた掛けは幾らということについては、実際の防火水槽の形状もあり、どういう工事になるかによって全く金額は変わるわけではございますけれども、現在我々としては防火水槽の設置だけではなくて、いわゆる消防水利、防火水槽、消火栓も含めて、それなりに経過しているところもありますので、修繕等も出てくるわけです。そうしますと、消防施設そのものも国見町の中に相当ありますけれども、どういう形で今後、中期的に防火水槽を設置していくか、あるいは修繕していくかという計画も十分検討した上で、年次的な修繕計画といいますか設置計画も策定していかなければいけないとは我々住民生活課としては考えておりますので、それについても消防団の幹部とも十分協議をして、今後、計画策定に向けた検討も進めてまいりたいと住民生活課としては考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

井砂善榮君。

3 番（井砂善榮君） 住民生活課長に質問するわけですが、100ページの18節の1800万円で、車両船舶というふうになっておるんですが、森林の火災状況を見ると非常に大規模な火災が発生しております。非常に難しい消火作業だと新聞やテレビ等で報道されていますが、どのような車種をどの分団に配備されるのかをお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 3番井砂善榮議員のご質問にお答えいたします。

消防費の中の18款備品購入費の車両船舶1800万円は何でどこにというご質問

だと思えます。この消防車両につきましては各消防団の分団の各部に配置をされておりますけれども、国見町におきましては消防車両を購入後20年を経過したら車両を更新しようということで今までしてございました。

ところが、前は1年に複数台購入したときもございましたので、20年経過時点で複数台になっていることもございます。あるいは予算的なこともございまして、数年前から年に1台だけの更新という形で我々としては対応させていただきました。

先ほどお話しました1年に複数台20年経過したらどうなるかという場合については、申し訳ございませんけれども消防団の幹部会議の中で協議していただきまして、優先順位をつけて、今年度についてはこの分団分の車両を更新しようということで進めてまいりました。

29年度につきましては1800万円でございますので、ポンプ車1台の予算となります。どこの分団に配置するかについては、29年度対象が複数台ありますので、29年度になりましたら消防団幹部会議の中で協議していただき、どのポンプ車を29年度に更新するかを決定してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 102ページになります。

消防費の中で原発災害対策費で2項にあると思えますけれども、この中身は除染作業が大部分だと思っております。この除染作業なのですけれども、今回の予算限りで大体終了の見込みになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

除染作業は新年度の予算で終了かというご質問でございますが、除染作業といたしましては平成27年度に住宅除染が完了するとともに、これまで公共施設や子どもの遊び場、事業所や工場、空き地や駐車場、神社仏閣、生活圏の森林の除染など環境省が示す除染関係ガイドラインに基づき、できるものについては全て取り組んでまいりましたので、平成29年度へ予算の繰り越しをお願いしました道路除染が完了すれば、町としての除染の作業については終了を迎えることになるのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 除染の目標とといいますか、どういうところを除染するのかという場合には、年間1ミリシーベルト以下を基準に除染作業を進めてきたものと思っております。時間当たりでは0.23マイクロシーベルトになると思えますが、そういった観点から、町内には時間当たり0.23マイクロシーベルト以上のところはもう残っていないということではなく、国の指導で大体今までの作業で終わるという内容になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 原発災害対策課長。

原発災害対策課長（蓬田英右君） お答えいたします。

除染作業につきましては、町内全域で毎時0.23マイクロシーベルト以下になったのか、後はやらないのかというご質問でございますが、先ほども答弁の中でお話ししましたけれども、環境省でできる除染につきましては除染関係ガイドラインで示されております。残念ながら山については国見だけではなく、どこの市町村もそうなのですが除染の対象になっていないという状況になっておりますので、全域で毎時0.23マイクロシーベルト以下かと言われれば、若干高い部分も残るのではないかと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、10款教育費について質問ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 予算書、ページ111ページと114ページに記載されておりますけれども、新規事業といたしまして小学校、中学校ともにQ-Uテストの予算計上があります。

まず、この言葉なのですけれども、Q-Uということで、何のことかわからないんですが、何かの略とは思いますが正式名称とその和訳、日本語ではどう呼ぶのかお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

まず、Q-UテストのQですが、クエスチョネアー、質問票というような意味です。あと、Uはユーティリティー、役に立つとか実用性のことです。

Q-Uテストの目的であります。楽しい学校生活を送っていただくためのアンケートということで人間関係の部分を調査をしまして、学級経営の中で有効な資料として活用してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 新規事業でありますので、導入するにあたりましては県・国の指導なり、あとは学校生活で先生方の、あるいは教育委員会の必要性を感じたことかと思うんですが、背景やらその辺をお聞きしたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

いじめ関係とか生徒指導関係のことについては、例えばいじめのアンケートなど、学校が基本方針を定めていろいろと対策を進めているところです。

その中でも、実際には教員の生徒観察など主観的な部分に頼る部分ももちろん大きいものがあります。一方、Q-Uテストは心理の専門家が作った客観的に学級の状況

とか児童生徒一人一人の状況とかを見る検査、アンケート調査です。そのアンケートを分析することによってある程度客観的なデータを得られることから、学校の希望によって自分たちの観察を補うようなデータとしての要望があったものですから、今回導入をすることになったところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） このテストにつきましてもいじめ対策につながる面があるかと思うんですが、そうしますと、いじめ対策もいろんな方策がとられているかとは思いますが、1つはアンケートです。このアンケート、そして新たなQ-Uテストの違いと、それをどのようにあわせて対応していくのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

いじめのアンケートについては、その名前のおりで、いじめについて直接に答えてもらおうアンケートで、計画的に年に何回か実施しているところです。

また、先ほどの答弁ともちょっとかぶりますけれども、学校で例えば生徒会の活動としていじめ対策を考えると、いろんな対策をやっているところでもあります。ですが、いじめ対策についてこれで万全だという方策はありません。Q-Uテストはいじめに特化したものではなくて、より良い学級を作るためにというのが大きな目的です。それから、子どもたち一人一人が他との関係の中でどんなことに悩んでいるのかとか、学級集団としてどういう集団なのかということとある程度客観的に分析できる検査となっております。

この検査による分析も加えていじめ対策、それからより良い学校づくりのために使っていきたいとするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） すみません。これで最後にします。

このテストの対象者及び毎年やるのか。例えば毎年4月にやるとか、そういうのは決まっているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 対象としては小学生、中学生全員を計画しております。

それから、毎年実施するのかということですが、この検査の目的が、人間関係の状況を把握したり、学級の集団構造を把握して、それについて先生方がこういう手だてをとったらこういうふうに変ったという変容を見る検査でもあります。何年に1度という検査ではなくて、できれば毎年、もっと欲を言えば年に2回程度とるのが適切とは思いますが、少なくとも毎年度実施を計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

1番松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 幼児教育課長にお伺いいたします。

27年度、28年度と、子どもクラブの保護者を対象にアンケート調査をされているようです。29年度もその予定と伺いましたが、その予算はどこに含まれており、その金額は幾らかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

子どもクラブのアンケート調査は毎年行っております。こちらの質問項目を指導員と考えて自前で印刷して集計し、保護者にお知らせしておりますので、新たに予算計上はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 1 番松浦和子君。

1 番（松浦和子君） それはゼロ円という判断でよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） 用紙代になりますので、消耗品費の中で賄っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 1 番松浦和子君。

1 番（松浦和子君） アンケートをとるということは、保護者が子どもクラブに対する期待や要望を記入されておられると思います。そういう点をやはり重視し、子どもクラブの運営にそういったことを生かしていく上で、やはり若干ではあっても予算として計上すべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。お伺いします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

予算書でいいますと、積算としては計上させていただきますが、消耗品費の中に含まれることになりますので、ご了承願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

八島博正君。

1 3 番（八島博正君） ページ数は107ページでございます。

教育費の教育総務費の3目の学力向上対策費の中に学力診断テストについて教育長にお尋ねします。ことしの県北中学校卒業生は84名いました。この諸君、すばらしいテストの結果だという報告を何回か受けておりました。と同時に、学力だけでなく部活を通して、あるいはまた対外の試合を通して文武両道に活躍した生徒が多かったと聞いております。

そこで、質問するのは、おととい発表されました高校入試の結果でございます。中学校の生徒を持つ親は、やっぱり3年生の高校入試が一番の心配事です。

そこで、差し支えなければその結果について、希望する高校にちゃんと合格できたかどうか、公立私立を問わずで結構でございますから大体希望どおりだったのかどうか。もし中学校から情報が入っていたらお尋ねしたいと思えます。

よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 13番八島議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま議員からありましたとおり、県北中学校は今年度、学習面だけではなくて部活動等でも、例えば東北大会に出場したりと大変活躍しました。それで、一昨日、県立高校の合格の結果発表があったわけですけれども、1期と2期を合わせた合格の発表です。100%とはまいませんけれども大多数の子どもたちが自分の希望する進路に向かって合格をしたと報告を受けております。

また、私立の学校についてももう合格発表が終わっておりますので、その分も含めてほとんどの子どもが自分の希望する高校に入るという結果だと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 13番八島博正君。

13番（八島博正君） そこでお尋ねします。

ここに計上されている学力診断テスト102万9000円は、これは国が主催する全国統一の選考のテストなのか、それとも、あるいは県でやっているのか、あるいは何回ぐらい年間で計画されているのか質問いたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

学力向上の関係でございますが、全国・県につきましては、国と県の費用になりまして、今回計上しました学力向上につきましては町独自で行う学力向上のテストでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 124ページ、10款教育費、5項社会教育費の13節委託費の中で発掘作業でございます。貝田圃場整備計画によって長障子遺跡の発掘作業が行われ、記録を残すために発掘作業を行うわけなのですが、これは圃場整備によって消滅するわけなのですが、例えば重要な発掘があった場合は、保存されるのでしょうか。皆、最初から消滅という事態になるのでしょうか。

これについて伺います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） 阿部議員の質問にお答えいたします。

その発掘状況によって非常に重要性が認められた場合については、当然保存も含めてその段階でいろいろ県も含め検討させていただき、今後の対応をとらせていただくということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この圃場整備、1つは目的がありまして、その前に発掘調査を行

いましょうという事業なのですが、発掘作業は圃場整備に影響ないように終わるんでしょうか。伺います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（羽根洋一君） お答えいたします。

この長障子の遺跡の発掘につきましては、圃場整備事業の進捗とともに進めることになりまして、平成30年6月いっぱいまでで調査の仕上げ、現地は終了して圃場整備事業に引き渡すということで現在進めており、それがおくれますと圃場整備事業に大きな影響を与えることになり、その期限については守って進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 当議会が始まって以来、ことし中学校卒業した諸君2名が傍聴に来ております。よって、私が最初から質問しようと思っていた項目がございますので、教育長にお尋ねします。

きのうの新聞です。新聞を読み上げてみます。

「来月から学校職員扱い、部活動指導者引率オーケー、文部省省令公布」という項目で出ております。文部科学省は14日、中学校や高等学校で部活動の指導や大会への引率を行う部活動指導員を4月1日から学校教育法に基づく学校職員に位置づける省令を公布したと。指導員を部活動の顧問とすることもできる。部活動は教職員の長時間勤務の要因の一つとなっており、文部科学省は教職員の負担軽減を図りたい考えであるという目的だそうです。

「現在も外部から招聘した人材を部活の指導者としている学校はあるが」、県北中学校も実際行っております。「省令上の立場が明確でなかった。このため、土日に行われる試合では引率者を原則教員に限るとする中体連や高体連、高野連など大会主催者側の規定で引率できず、顧問の教員らが付き添っている。今後は引率が学校職員としての部活動指導員の職務となり、中体連の規定を見直して大会での引率を認める方針だ。文部科学省は14日付で各都道府県教委などに勤務形態や報酬など必要な規則を整備するよう求める通知を出した。学校に対して部活動の教育的な意義や体罰の禁止などの理解を促す研修の実施を要請。練習時間や休養日など適切に設定することができる」となっております。

そこで質問いたします。

114ページに、19節の補助金に200万円の県北中学校の部活動補助金が入っております。この中にはこういった趣旨を踏まえて応援してくれる人たちの資格なり、報酬なりそこまで含めて今回計画しているのか、それとも全然それはまだ考慮しないで予算を計上しているのか、まず1点お伺いします。教育長、お願いします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 13番八島議員のご質問にお答えをいたします。

29年度に計上させていただきました200万円の部活動の補助ですけれども、これは28年度までと同様に各種大会で勝ち上がって、県北大会、東北大会、県大会、あるいは全国大会に行くときのさまざまな経費を補助するものでありまして、昨日の新聞記事になりました外部指導者に関する経費については含まれておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 個別の主要施策の概要の106ページに29年度コミュニティ・スクールの事業の概要が載っております。この中では、今言った部活を主にするような地域を含めて応援するという、事業の効果の中に出ております。

事業の効果では、学校、家庭、地域が役割と責任を自覚し、地域全体で教育活動を支援する意識が高まる、そういったのが評価される意味からも、これから、学校でいろんな部活が行われておりますけれども、それに適した、応援するという父兄、あるいは町民がいると思います。私もPTAの関係では子どもの部活の対外試合の運転手を頼まれてやったことがあるんですけども、今まではほとんどボランティアでやっていたんですが、今回こういう制度が出てきました。

よって、これからこの制度に適したような形での応援体制、いわゆるコミュニティが形成されればすばらしいなと思うんですけども、まず教育長に聞いて、あとは野球小僧で、いつでも町長の口から出てきますんで、一体町長はそうした、部活を通しての活動をどうしていくかを聞きたいと思います。

まず最初に、教育長にそういったことに対する対応策を考えているのかどうかをお伺いします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをいたします。

一昨年から国見町ではコミュニティ・スクール制度ということで、地域と学校が一体になって、地域が一体になって学校を支援していただくということで、特に小学校を中心にいろんな方々、ボランティアの方々に本当に支援をいただいているところで、この場をかりて改めて感謝を申し上げたいと思います。

中学校の部活動支援につきましても、外部指導者という形だったり少年団という形だったり、いろんな形で中学校の部活動にかかわっていただいております。

今までは、外部指導者という位置づけが必ずしも法的に明確でなかったこともありまして、ボランティア活動の一環という捉えでしかできませんでしたけれども、今度このような制度が整備されることとなりますので、検討をしていきたいと思っております。

ただ、文部科学省でも学校教育法施行規則の改正はしますけれども、それに基づいて、例えば中体連でどういう運営をするか、高校でいうと高体連、それから高野連等で規則の整備なり条件整備なりの前提条件を整えないとすぐには活用ができないということがありますので、中学校ですので中体連等の整備状況、協議状況を踏まえて前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） そこで町長にお尋ねします。

国見の議会の総務常任委員会では、秋田県が全国の学力テストトップを毎年続けている原因はどこにあるんだろうかということで、秋田県の中学校と小学校で研修したことがございます。そのときに、子どもたちの学力をつけ、試験での結果を出すには体力をつけることだと。よって、小学校から中学校にかけて体力をつけるためのいろんな施策をやっていたというのが今でも記憶にございます。

国見では、ただいま教育長が答弁しましたとおりコミュニティ・スクールも進めておいて、そういった意味からも、子どもたちを指導する、ボランティアではなくてちゃんとした資格でこうやってできるという制度ができればそれを利用して、少なくとも国見の子どもたちの体力の向上なり学力の向上なり、あるいはまた部活における人と人との関係を深めながらいじめの問題を解決する等々、いろんな施策ができると思いますが、今度はこういう制度が具体化してきたときに、それに取り組む町長の考えをお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

中学校での部活動の関連で、その指導者に対する補助の問題と申しますか、支援の問題のお質しでございますが、実は、私自身も今思い起こしますと、うちの子ども等々いた世代で今から10年ぐらい前になりますけれども、とにかく学校と連携しながら、いわゆるボランティアで野球の指導、つまり先ほど八島議員から野球小僧とのお話ありましたけれども、野球の指導などやった経過がございまして、その世代は非常に勉強のほうも良かったんです。

結果論ですけれども、野球も郡大会で優勝する、県北大会まで出た。あるいは、そのほかの部分についても非常に成績は良好であったと。まさに知、徳、体といった観点で体力をどうつけるかを非常に私は重要なことではないのかなと思っておるところでございます。

今後でございますが、私、具体的に今の話は承知していないので何とも申し上げられないんですけども、ただ、そういった制度がより具体化してくるのであれば、これは町としてもどうするんだという議論になってくるのかなと思っております。

といいますのは、やはり私も実際指導してまして各方面に行きました。そのときに、いろいろと、私のみではなくて関係者等ともども、いわゆる現地に出向いて指導したり、あるいは大会に出たりということもございましたので、そういった中で、やはりさらにさらにレベルアップする、その支援をいただけるスタンスを作るには、やはりそういった制度があるのであれば、できるのであればそういった指導に乗りながら一つの形づくりをしていくことが私は非常に重要だなと思っております。

まさに国見町の子どもたちは今後を担う宝でございますので、制度の状況を十分見ながら町としても前向きに、これは先ほど教育長から前向きに検討するというお話がありましたので、それを踏まえて、これ予算権限等私にありますから、その予算も含

めて、あるいはそのボランティアを、まさにその一つの形づくりをしていくことも含めて今度いろいろと検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） なければ、午後1時まで休議いたします。

（午前11時57分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 質疑を続けます。

次に、11款災害復旧費から14款予備費について質疑ありませんか。131ページから133ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、最後に、歳入歳出、全体的な質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 46ページのふるさと納税について、午前中も質問がありましたが、お尋ねします。

返礼品が納税額の半額ということ、手数料を加えれば7割かかって、町民のために利用できるのは3割と伺っているわけですが、これは全国的にも問題になっていることがマスコミで報道されました。

1つは返礼品が高過ぎる、多過ぎるのではないのかと。それから、返礼品の内容についても、産物でなくて商品券だったりしたところもあるというところで、本町については町の特産品をお礼として送っているという点で、それは大変良いと思いますけれども、せっかく納税していただいたものの3割しか町民のために使えないというのはいかななものかと思うのです。そもそもはふるさとの財政を援助するというところから始まったものですので、こういう返礼品が高いとか、町民のために使えるお金がわずかであるという点については、今後見直しが必要だということはマスコミでも報道されていましたが、これについては今後見直しをしていく考えがあるのかどうか、総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 松浦常雄議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税、半分返礼で多過ぎるのではないかというお質しでございます。全国的に見ますと、ただいまご指摘ございましたように、今いろいろと各市町村間の競争で加熱しているというところも、総務省では見ておまして、過大な返礼品、あるいはその内容についてもいかなものかというものが見受けられるということで、通知も来ているところでございます。

ただ、町としましては、町の返礼品、いわゆるふるさとの農産物の関係ですが、こういったところのPR、そして全体を見渡した中で、半分程度がよろしいのではないかということで、設定をさせていただいているところでございます。ただ、お質しのようにより、やっぱり全体の中でどうなのかという議論もでございます。これは今後の検討も含めて考慮してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 90ページですね、これはまちづくり交流課長にお尋ねしますが、春のフードフェスタで200万円、これは実行委員会に補助するものだと聞いておりますが、おおよそどういふものに使われるのか、内容がおわかりでしたらお尋ねします。

また、ことしも2万8000人もの方々が町内においでいただいて大変にぎわったということですが、町から出ている店の数はどのくらいだったのか、来年はどのくらい見込まれるのか、また、町にはどれだけ営業の上でプラスになったのか、そのあたりを伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

くにみ春のフードフェスタの内容についてでございますが、まず、実行委員会を組織をいたしまして、そちらへの補助金であるということで、ご理解を賜りたいと思います。

この200万円の内容でございますが、今年度のフードフェスタを例にとってお話をすれば、まず、ステージイベントがございまして、そのステージイベントに係る経費がかなり出ております。それと、そのステージイベントの設営やらあるいはテントの設営、ブースの設営でございますね、そういったもの。そして、出演をいただいている方々、ステージでいろいろ踊りを踊っていただいたり、演奏していただいたりしている、その方々への謝礼金にまずこの200万円の補助金は使われているということでございます。

あと、ことしの場合でございますと、67店舗、直前にちょっとキャンセルが出ていまして67店舗になったところでございますが、その内訳を見ますと、町内の商工業者も当然入っておりますけれども、圧倒的に町外からの出店が多うございます。これは、逆に宮城県であったり、遠くは静岡の御前崎からお茶の販売等で来ていております。この御前崎を例にとってみますと、道の駅御前崎でモモの直売なんかもし

た経過がございまして、そこでいろいろお話をしている中で、では今度は国見に行って特産のお茶を販売したいのだけれどもどうなんだろうというお話をいただいて、フードフェスタという催し物があるからどうだろうというお話をしたところ、はるばる来てくれた経過がございまして。今年度で2回目になりましょうか、昨年とことしと2回おいでいただいているところでございまして。

効果はどうかと尋ねられますと、一体どこの立ち位置で見る効果なのかというところもございまして、まず、商店街で考えたときに、この開催が日曜日でございますので、商店街としては店を閉じているところが多うございまして。ただ、中には日曜日にもかかわらず店を開けて、営業なさっていらっしゃる方も当然いらっしゃいますので、そういった方々については利益があったものと思っております。あとは金銭面の利益だけではなくて、あの催しに来ていただいた方々がどういった思いで、どういうふう楽しんでお帰りいただいたのかというところの評価も当然考えなければならぬところでございまして。また、あわせて奥山邸の公開もしておりますので、そこも700人ほどでございましょうか、おいでいただいておりますということ、ましてやそのおいでいただいた方々の内訳を見ますと、町外の方もかなりたくさんいらっしゃるというところもございまして、実施をする実行員会のメンバーの思いであったり、商店街の方々の思いであったり、あるいは来場いただいた方々の満足度でございましょうか、それらを全て勘案いたしますと、かなり効果的な催し物であったと考えているところでございまして。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございせんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 総務課長にお尋ねします。135ページ、給与明細書関係で質問をいたします。

この135ページの中で、特別職がございましてけれども、去年とことしを比較しますと、去年は特別職が813人、ところが、ことしの予算で計上したのは648人で、一番下の比較で前年度よりも165人も特別職が少なくなっております。その原因は何でしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

給与費明細の特別職の欄で、前年度、本年度比較で165名減っているのは何かというお質しでございましてけれども、これは28年度に参議院議員選挙、それから町長選挙ということで、投開票立会人等のところが大きく百数十名減っているのが要因でございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 13番八島博正君。

13番（八島博正君） それでは、次の質問に入ります。

次は、137ページ、職員の給与関係でございましてけれども、普通ならば去年より

も0.5歳歳をとりましたので、平均年齢が上がれば給与も多くなるのが普通だと思うのですが、職員1人当たりの給与では去年よりも平均年齢が0.5歳上がったにもかかわらず、給与が少なくなっております。これはどういう理由でこうなったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

給与月額が、人数が減っているにもかかわらず多くなっているのはなぜかという質問でございますが、給与月額につきましては給料の本俸、給料月額ですね、それに各手当が入ります。そこの部分の変動の部分で数字が変わってきているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 質問が、給与明細書の項での一つ一つ違いますので、よろしくお願いたします。

続きまして138ページ、次のページ。職員の数ですけれども、28年度よりは1人少ない105人という形になっています。国見町の定数条例によりますと、250ページのこの規定書にあるのですけれども、121人に定数になっている。これが、現在105人でやっているということは、それだけ少ない数で、政策的に人件費を抑えるために雇用を少なくしているのか、それとも役場に入る人がいないのか、その辺の原因は何でしょうか。総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

定数条例の各部局合わせて121人というのは最大値でございますが、現在の業務の内容をそれぞれ部局ごとに見ながら職員配置をしての数字が、給与費明細の数字になってございます。そういうことで、現在確かに復旧・復興・再生の中で、かなり業務量は多くはなってございますが、見込まれる職員の中で何とかこなしていただいているのが実情でございますが、そこでその定数条例の定数と現在の職員との差があるということでご理解をいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 続けて今の職員の数の、定数についての質問で2問目に入ります。正規の職員が定数条例よりも少ない数になっている理由は今言ったのですけれども、それでは、今国見町で、各課で採用している嘱託職員及びこの臨時職員は何人になっているのでしょうか。総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 先ほどの答弁で不足がございましたので、補足をさせていただきます。

あくまでも先ほどの給与費明細の中につきましては、一般会計の部分でございますが、そのほかに特別会計、事業会計がございます。それらを入れますと、11名ほど

のプラスになりますので、補足説明をさせていただきたいと思います。

それから、ただいまの質問でございます。嘱託職員と臨時職員、全部で何人なのかでございますが、29年度の予算の中で見込まれる部分でございますけれども、嘱託職員につきましては84名を見込んでございます。さらに、臨時職員につきましては20名を見込んでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 13番八島博正君。

13番（八島博正君） 給与関係の明細についてはこれで終わりますけれども、今、嘱託職員と臨時職員を集めますと、大体正職員と同じ数働いているのですよ。だから、私からすれば、少なくとも嘱託職員、臨時職員よりも正規の職員で本格的に行政にかかわる職員を充足させて、それで足りない面があったならば嘱託なり臨時でやると。役場の中で定年まで働いて定年退職した人は、行政職のプロでございまして、定年退職だからすぐやめるといふのはもったいない。できれば65歳くらいまで手伝ってもらいたいという気持ちもございます。そういった面での基本的な職員との関係についてはどのように考えているのでしょうか。これは総務課長かな、町長かな。答弁者はわからないですけれども質問します。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） それでは、私から答弁をさせていただきます。

現在の情勢でございますが、震災から6年を経過したところでございます。ご存知のように、議員の皆様はじめ町民の皆様から後押しをいただきまして復旧・復興もようやく形になりつつあります。しかし、まだまだ途上であるということで、さらに復旧・復興も加速させていかななくてはならない。継続的な町の維持発展を図るために、29年度で申しますと、道の駅を中心に町の元気・活力事業も展開していかなくてはならないということでありまして、町の言うなれば基礎固めの年になってくるのであります。非常にこの職員に対する労働も過重になっている状況もありますけれども、先ほどの原発災害対策に寄せられた質問等でも回答しておりますけれども、原発の対策も大体終局に近づきつつあり、職員を増やせないという状況もありまして、現在は嘱託職員、臨時職員、任期付き職員等で対応している状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） この個別の主要施策の概要の中で、予算書と違うのですが、69ページ、農業ビジネス訓練所整備事業の概要というのがあって、これが軌道に乗ればすばらしいなと私思っているのですが、これは具体的に用地費だの、場所は選定されてこの整備事業に取りかかっているのかどうか。

あともう一つは、一番は町外の人がここへ来て、訓練を受けて国見に住んでもらえればいいわけですが、空き家から何からまで含めて、この国見の人口増につながるよ

うな、そしてこの国見の農業を変えるような形でこの訓練所を整備するのかどうか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 村上君、一問一答方式なので、幾つか一緒に質問することは避けてください。

産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 村上議員の質問にお答えをいたします。

主要施策の概要の69ページ、農業ビジネス訓練所の整備事業については、先般の補正予算でご説明もさせていただきましたところでございますが、この事業は、地方創生の交付金を活用しました繰越事業ということで、28年度の予算を29年度に繰り越して事業を執行するものです。中身につきましては、29年度に主としてハードの部分の整備をする事業費でございます。今後、施設が整備をされまして、実際その中で訓練をする、作物を栽培する部分については、30年度からで予定をしておりますので、それらの部分の予算については、今後国の交付金の交付決定なども必要でございますので、補正予算等をお願いする場合もあるかなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今、概要を聞いたわけですが、一番はこれぐらいの事業ですから、まだ未定なのかどうかわかりませんが、公有地財産購入、用地代、この場所にハウスなどを建てると思うので、そういうものの場所から具体的にどれぐらいの報酬でやっていくのかをお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 村上君、これは補正予算で議決をしているので、質問に値しないと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

そのほかございませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 保健福祉課長にお尋ねします。58ページ、敬老祝い金についてでございます。

これは、ほかの議員が一般質問でもしていることですが、私も今から2年くらい前から声を上げているのですけれども、今後見直してまいりますということで、29年度の予算もやっぱり前年度同様の金額が上がっている。見直しだけではいつまでたっても前進しないわけですから、具体的に29年度はどのような手順を踏んで見直していくのかお尋ねします。

というのは、該当者を見ますと、1万円差し上げる方が640人、これだと640万円必要だということですね。99歳以上の方は1人20万円ですから、わずか15人で300万円なのですよ。始まったころは99歳、100歳まで生きる方は町内で1人か2人でした。その時点は確かに歓迎されたことかもしれませんが、今はこんなにもご長寿さんが多い中で、近隣と比較しても突出している状態です。ですから、見直しということなのでしょうけれども、それを具体化させる考えをお聞かせい

ただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

58ページ、老人福祉費の報奨金を受けます敬老祝い金940万円でございますが、先日、12月議会の一般質問の中で答弁で申し上げましたとおり、国見町の敬老祝い金は近隣の市町に比べましてもその支給基準は比較的高い水準にあるということでございまして、今後どのように対応していくか、その基準の見直しを検討する必要があると認識しておるところでございます。見直しの過程におきましては、見直しの部分とさらに見直した財源の活用もあわせて検討しながら、今後寿クラブ、社会福祉協議会等の関係団体と十分協議を踏まえまして見直しの内容等について検討いたして、29年度中の検討を行い、30年度の実施を目標に進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 私も今回の予算で、大変苦勞して作ったのはわかるのですけれども、最後に町長にお尋ねします。

一般会計当初予算の概要の19ページに歳入予算の内訳が出ております。去年までは100億円近い、90億円の予算で自主財源の構成比が16%だったのが、ことしは27%に伸びており、大変いい傾向ではございますけれども、3割自治と言われる30%には届いておりません。よって、これから29年度を通して町の財政を健全化するためには、いろんな方策があると思います。私も補正予算でも質問していますが、国見町の、43ページには各基金の推移が出ておりまして、28年度の、今年度の今議会における補正予算の補正で、財政調整基金が8億5400万円、支出ゼロで済んだという形で、これをもとに29年度も予算執行がされておると思います。やはりこういった厳しい財政の中で、自主財源を増やす方法が必要だと思うのですけれども、その点についての町長のご所見をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 八島議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、国見町の財政の状況についてでございますが、短期的に見ますと、ただいま八島議員ご指摘のように、財政調整基金等々、いわゆる使い勝手のいい基金が約11億5000万円程度ございます。これは、平成27年度その額でありましたけれども、今年度末、つまり28年度末も全く同じような形で推移をするという状況でございます。これは結論的に既に予算編成をして出ておりますので、何と申しますか、四、五年のスパンの中では全く同じような形で推移をしてきておる状況でございます。

来年度の今頃はどうかのだという形になりますけれども、これについても今後の特別交付税とか交付税、あるいは補正予算の状況なども見ますと、何とか恐らくは今年並みの形で推移ができ得るかなとの思いをいたしております。従いまして、自主財源

の確保的な部分では、短期的には何とか平準化を図られてきておる状況にあるかなと思っております、この状態を、中・長期的にもいかに続けるかということが、今後の重要な財政運営の課題かなと認識をいたしております。

そういった中で、中期、長期的に見ますと、ご承知のように道の駅の整備、さらには町役場も整備しましたので、起債の償還的な部分が平成33、4年あたりに山が来るのですね。そこからさらに平準化していく状況になりますので、その辺あたりをひとつポイントに置きながら、いかに自主財源を確保しながら、そこに向けて平準化できる財政を行っていくかが、今後の最大の重要な課題かなと思っております。

そのためには、やはり何でもかんでも事業、国見町でできるものではございません。つまり、自主財源が非常に少ない状況ですから、いかに重点選別をしながら、事業の実施をするのかということですね。来年度も重点選別を主体的にとった形での予算編成をさせていただいたと。

また、今後については、やはりその重点選別プラスアルファ、いわゆる自主財源と言いつつも国・県等々の財源を十分確保しながら、いかに全体的に平準化を図っていくかも非常に今後の重要な課題なるかなと思っております。

いずれにいたしましても、短期的には、予算的には非常に平準化されておるということでございますし、今後、中・長期的にいかに平準化できるかを十分視点に置きながら、事業の重点選別、さらには国・県等々の予算を確保しながら、予算のいい意味での執行、あるいは実績を上げることによって、国見町の未来に向けて維持発展をしていくと。こういった強い意思を持ちながら、今後財政運営を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これで、本案の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第20号 平成29年度国見町大木戸財産区特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第2、議案第20号「平成29年度国見町大木戸財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 議案第20号、平成29年度国見町大木戸財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第21号 平成29年度国見町入山財産区特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第21号「平成29年度国見町入山財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） それでは、議案第21号、平成29年度国見町入山財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第22号 平成29年度国見町公共下水道事業特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第22号「平成29年度国見町公共下水道事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第22号、平成29年度国見町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第23号 平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第23号「平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第23号、平成29年度国見町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第24号 平成29年度国見町国民健康保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第24号「平成29年度国見町国民健康保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第24号、平成29年度国見町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 保健福祉課長にお尋ねします。209ページになります。

説明の欄で、総合行政システム改修で、1400万円ほど計上されています。これは、来年度から県が運営主体で広域化となるためのシステムかと思っております。それで、この広域化にあたりまして国保税が一番やはり我々の生活には影響すると思っております。

この国保税の考え方なのでありますけれども、この国保税額を決定し、賦課する権限は、あくまでも市町村にあると国は言っているのですが、こういった認識はあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 平成30年以降の国保税の賦課につきましてですが、これにつきましては、福島県が広域的に財政運営を市町村とともに担うことになってございまして、保険料につきましては、県から示されます標準保険料率、さらに納付金を参考にしまして、町が決定することになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 私と同じ視点といいますか、考え方だと受け止めておきたいと思っております。あくまでもこの国保税額を決定するのは、市町村にあるものだと考えております。

そこで、基金について、今3400万円ほどあるということで説明がなされましたけれども、これは1人当たりになりますと1万2672円になるわけでありまして。この予算の中では、まだ本算定が出ないから、どう使うかということは出てこないのだろうと思うのですが、今年度取り崩しといいますか、そういった保険料との関係でどんな形になっていくのでしょうか。来年、広域化ということ踏まえての考え方ですけれども。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

国民健康保険給付費支払準備基金についてのお質しでございますが、これにつきましては、保険料の急激な増額を抑えるために、この基金を使って抑えるような役目をしてございますけれども、来年度、29年度におきましては、これから本算定になりますので、この基金を使うかどうかについては、その本算定を見きわめまして検討する部分になります。平成30年度の広域化になりましても、この基金は一応残ることにはなりますが、現在平成30年度以降の保険料の試算を行っている段階でございま

すので、その試算の状況を見ながらこの基金の使い方については十分検討しまして、急激な保険料の増額につながらないようにしたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうすると、今後のことなのですけれども、この広域化になった場合に、基金として積んでいく部分は出てこないのではないかと考えるわけでありませぬ。納付金を集めて、それを県に納めるということでもありますので、基金にため込むといいますか、預金をしている部分は出てこない形になるので、いずれなくなると考えられるわけでありませぬけれども、これは一体残るのでしょうか、残らないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

この基金の今後の取り扱いになります。今のところこのまま残して、いずれその基金についてはなくなる方向にあるということですが、今、県の検討の中で、明確なこの基金の取り扱いについての協議がまだなされておられません。協議中でございますので、その協議を見守りながら、基金の取り扱いについては検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） よろしいですか。そのほかございませぬか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませぬか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時20分まで休議いたします。

（午後2時08分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

皆様に報告申し上げます。井砂善榮議員より、体調が悪いので退席する旨の申し出がございましたので、現在退席しております。よろしく願いいたします。

(午後 2 時 2 0 分)

◇

◇

◇

◇議案第 2 5 号 平成 2 9 年度国見町介護保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第 7、議案第 2 5 号「平成 2 9 年度国見町介護保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第 2 5 号、平成 2 9 年度国見町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 5 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第 2 5 号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第 2 6 号 平成 2 9 年度国見町土地開発事業特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第 8、議案第 2 6 号「平成 2 9 年度国見町土地開発事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 議案第 2 6 号、平成 2 9 年度国見町土地開発事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 6 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第27号 平成29年度国見町渇水対策施設特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第27号「平成29年度国見町渇水対策施設特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第27号、平成29年度国見町渇水対策施設特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第28号 平成29年度国見町水道事業会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第28号「平成29年度国見町水道事業会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） それでは、議案第28号、平成29年度国見町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 上下水道課長にお尋ねします。

今、予算の概要の中を見させていただきまして、水道事業収益ということで泉田、泉田下簡易水道組合との統合や、道の駅のオープンについて給水人口・給水量の増加に伴い13.9%の事業収益が上がるという見込みをしておりますけれども、やはり新しくできる道の駅に関しては、それは当然上がると思うのですが、簡易水道に限っては、当然今までとは違う水圧になると思いますので、確かに収益は上がりますけれども、それに合わせた漏水の可能性が高いのではないかと。そして、一般家庭の漏水に限っても、当然相当の量が出てくる可能性が高いと思うのですけれども、そうい

う部分についての工事の考え方はどうなっているのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 7番渡辺議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

泉田と泉田簡易水道両組合につきましては、平成29年4月1日をもって正式に統
合する運びになっておりまして、現在その準備作業をしてございます。厳密に申し上
げますと、きょう現在、既に摺上の水が両組合の管に流れてございます。これは、両
組合とのさまざまな協議の中で、漏水の可能性が十分考えられます。そういう状況の
中で圧の変化もあるといった危険があるということございまして、そのために、期
間としては短いわけですが、試験給水をしましょうということで、今、暫定給
水を行っているところでございます。

なお、水圧に関しましては、いろいろ調整をいたしまして、部分的に高くなること
ろが当然でございます。古い管でございますので漏水の可能性が高いことが考えられま
す。その部分に関しましては、4月1日からは水道事業として料金をいただくわけ
です。その前につきましては、町でできるだけ修繕などの対応についてやらせてい
ただきたいと考えております。とりあえず今、その暫定給水の中でそんな対応をさせ
ていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、今、試験的に水圧をやってみているということなの
で、いい状況になるのかなと思っております。しかし、やはりもし万が一出た場合に
は、その後ろにありますように単独事業で老朽管の布設がえ工事を進めるということ
なので、それもあわせてやっていくと考えてよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、議員お質しのとおりでございまして、簡易水道統合
に係る部分の給水管の修繕、それからそれ以外の、国見町水道事業は泉田と泉田下だ
けが古い管ではございまして、それ以外の部分に関しては、単独の布設がえ工事と
いうことで、緊急度の高いところから、順次布設がえを進めていきたいと考えており
ます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告(陳情第15号)

議長(東海林一樹君) 日程第11、常任委員長報告を行います。

産業建設常任委員会に付託されました陳情第15号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。7番渡辺勝弘君。

7番(渡辺勝弘君) 今定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました陳情第15号の審査結果について報告いたします。

産業建設常任委員会は、去る3月2日本会議終了後、午後1時10分より委員会室において担当課長に出席を求め、職務のため議会事務局長も出席をして、資料の提出、また、内容の説明を受けて慎重に審議をいたしました。

陳情第15号は「福島県最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」であります。陳情内容は、現在の福島県最低賃金は時間額726円で、政府が目指す全国加重平均1,000円に比べれば、ほど遠い金額であり、県内労働者の賃金水準や経済実態などと比べても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが重大な課題となっております。

審査の結果、福島県の復興推進、労働人口の県外流出に歯止めをかけるためにも、一般労働者の賃金引き上げ時間を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問の時期を可能な限り早め、早期に発効が必要であると考えます。また、平成28年3月定例会においても陳情を採決していることから、陳情第15号は全会一致で採決すると決しました。

以上、報告いたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから、陳情第15号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、陳情第15号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午後 2 時 5 9 分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後 3 時 0 4 分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、5 件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この 5 件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書の朗読をさせます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

同意第 1 号「副町長の選任につき同意を求めることについて」でございますが、佐藤弘利副町長が 3 月 3 1 日をもって任期満了となりますことから、引き続き適任と認め、選任の同意を求めようとするものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第 1 2、同意第 1 号「副町長の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

佐藤弘利君の退席を求めます。

（副町長佐藤弘利君 退場）

議長（東海林一樹君） 書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第 1 号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第 1 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第1号は原案に同意することに決しました。

佐藤弘利君の退席を解きます。

(副町長佐藤弘利君 入場)

◇ ◇ ◇

◇発議第1号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第13、発議第1号「国見町議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。なお、改正条例本文の朗読は省略いたします。朗読。

(書記 発議第1号を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。7番渡辺勝弘君。

7番(渡辺勝弘君) ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決議をお願いいたし、提案理由といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

議長(東海林一樹君) 日程第14、発議第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 発議第2号及び意見書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。7番渡辺勝弘君。

7番(渡辺勝弘君) ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決議をお願いし、提案理由といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第15、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長(東海林一樹君) 日程第16、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(太田久雄君) 平成29年第1回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案について原案どおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方からさまざまな前向きなご意見、ご助言等々をいただいております、これらを十分踏まえ、今後、町政執行にあたってまいる所存でございます。

なお、議員の皆様方におかれましては、時節柄、お体にはご自愛の上、今後とも復

興と町政進展、町民福祉の向上にお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

平成29年第1回国見町議会定例会を閉会いたします。

なお、3時35分より議員懇談会を開催いたしますので、委員会室にお集まりいただきたいと思っております。その後、広報常任委員会を委員会室で開催することになっておりますので、委員はご参集くださいますようお願いいたします。

ここで、3月末日をもって定年退職されます総務課長より挨拶があります。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 3月末をもちまして定年退職するにあたり、ご挨拶の機会を賜りましたことを心から御礼を申し上げます。

私こと、昭和50年、1975年になりますけれども、国見町職員として採用いただいて以来、42年間にわたりまして勤めさせていただくことができました。町民の皆様をはじめ、議会の皆様方には温かいご指導、そしてご教示を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

この間、昭和53年の宮城沖地震、そして記憶に新しい平成23年の東日本大震災を経験いたしましたことは、生涯忘れることはできません。大きな被害の中で2度も庁舎を建て直すこととなりましたことも、大きな出来事として私の記憶に残るものと考えているところでございます。

国見町はまだ復興・再生の途中ではございますけれども、明るい未来に向けて復興のシンボルとなります道の駅国見あつかしの郷が5月3日にグランドオープンいたします。議員の皆様方には健康に十分留意されますとともに、道の駅を起爆剤としての国見町の維持発展、そして町民の皆様方のためにご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、退職にあたりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。

議長（東海林一樹君） 総務課長には本当に長い間お勤めいただきまして、ありがとうございました。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

（午後3時19分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月16日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 阿 部 泰 藏

同 署名議員 浅 野 富 男